

新たな地域福祉保健計画の検討状況について

1 文京区地域福祉推進協議会での検討状況

第1回（令和5年5月31日）：新たな地域福祉保健計画の策定について

第2回（令和5年7月26日）：新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について

第3回（令和5年8月28日）：新たな地域福祉保健計画の検討状況について

*上記のほか、分野別計画の検討を各分野別検討部会で行っている。

2 基本理念・基本目標及び分野別計画の検討状況

(1) 基本理念・基本目標 別紙1

(2) 地域福祉保健の推進計画 別紙2

(3) 高齢者・介護保険事業計画 別紙3

(4) 障害者・児計画 別紙4

(5) 保健医療計画 別紙5

3 今後の検討予定

令和5年	11月	第4回文京区地域福祉推進協議会等 令和5年11月定例議会報告	(中間のまとめの検討) (中間のまとめの報告)
	12月	パブリックコメント、区民説明会	
令和6年	1～2月	第5回文京区地域福祉推進協議会等 令和6年2月定例議会報告	(最終案の検討) (最終案の報告)
	3月	計画策定	

*上記のほか、各分野別検討部会を開催する。

基本理念

- 人間性の尊重
だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。
- 自立の支援
だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。
- 支え合い認め合う地域社会の実現
ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティを推進する地域社会の実現を目指します。
- 健康の保持・増進
だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。
- 協働による地域共生社会の実現
だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識をもって、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。
- 男女平等参画の推進
一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいとともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

ノーマライゼーション (normalization) …障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通 (ノーマル) の生活を送ることを当然とし、共に支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

ソーシャルインクルージョン (social inclusion) …すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

ダイバーシティ (diversity & inclusion) …性別 (性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

地域福祉保健の推進計画の検討状況について

*本資料は、現時点での検討状況であり、今後検討を進める中で内容が変わることがあります。

1 主要項目及びその方向性

(1) ともに支え合う地域社会づくり

交流の活性化を図る地域の居場所づくり

- 地域で実施されている個別の活動や人を把握し、「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせ、支援ニーズと地域の居場所における取組のマッチングを行います。
- 地域の多様な主体が、主体的に地域の様々な課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援します。
- 地域からの孤立化を防げるよう、社会とのつながり作りに向けた支援及び世代や属性を超えて区民同士が交流できる場や居場所を整備していきます。

地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、NPOなどの公的な団体と地域の多様な主体との連携を強化し、団体・主体間の重層的なネットワークづくりを発展させ、ゆるやかにつながり、支え合う基盤づくりを推進します。
- 「2040年問題」に対応するために、地域での社会参加に意欲的な高齢者の知識・技術・経験を積極的に生かすことができるよう地域福祉活動への参加の機会を創出します。
- 大学が多く所在するという地域特性を生かし、大学生の地域福祉活動への積極的な参加を促していきます。

(2) 安心して暮らせる環境の整備

多様で複合化した課題に対応する包括的な支援体制の強化

- 本人・世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、必要な支援を適切につなげることが出来るよう、区の各相談・支援窓口の連携強化に向けた取組を推進します。
- 医療分野における地域連携を更に推進し、保健・医療・福祉・子育て・教育の切れ目ないサービスが総合的に提供される体制を構築します。
- 住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対する賃貸住宅の供給を促進するとともに、住まい方に関する相談支援の充実を図ります。
- ひきこもり状態にある当事者等が、適切な相談支援機関とつながり、様々な支援を利用することを通して、自立に向けて伴走する包括的な相談支援体制を推進していきます
- 複合化・複雑化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるように、包括的な支援体制を強化し、課題の早期発見や適切な支援につなげます。

生活困窮者等への支援

- 生活困窮者が社会的・経済的自立を図れるよう、民間事業者等と協働して、居住確保支援、就労支援等を包括的に実施します。
- 稼働年齢世代の生活保護受給者に対して多様な支援による就労意欲の喚起を行い、早期の就労・自立を図れるよう支援するとともに、高齢者の生活保護受給者に対しては、社会的孤立状態の予防として就労支援を行います。
- DV等の暴力被害を防止するため、都や警察などの関係機関との連携を強化しながら、早期かつ切れ目ない相談支援を行います。
- DVや生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対しては、関係機関と民間団体や民間事業者と連携・協働し、自立に向けた切れ目のない相談支援を行います。

福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

- 援護の必要な高齢者、障害者等の福祉保健サービス利用者や相談者に対する相談支援体制の充実を図ります。
- 専門職団体、関係機関、地域の多様な主体の連携・協力関係を推進し、利用者や相談者等で権利擁護が必要な人に係る地域連携ネットワークを強化します。
- 保健、医療、福祉、介護等の関係者や地域住民に対して、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行います。
- 市民後見人及びその他の権利擁護支援の担い手の養成及び活躍の機会を創出します。

(3) ひとにやさしいまちづくり

まち・心・情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

- 公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながらの、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進します。
- ユニバーサルデザインを取り入れた生活環境を整備します。
- 生活の中で誤解や偏見を受けることのないよう、子ども、高齢者、障害者等への理解を深めるための取組を推進します。
- 障害等を理由とした偏見や差別の解消に向けた周知啓発の取組を推進します。
- 情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得することを支援します。
- 区が発信する情報のバリアフリーを推進します。

災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

- 避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等を的確に行うために関係機関との連携を強化します。
- 災害ボランティアセンターの実効性を確保するための取組を推進します。
- 福祉避難所の更なる拡充と運営体制の構築を推進します。

2 計画の体系

現時点では分野別計画間の調整を行っていないため、複数の計画の体系に位置づけられる事業の名称が計画間で異なっている場合があります。

また、検討中の事業については、掲載していない場合があります。

大項目	小項目	計画事業	
1 ともに支え合う地域社会づくり	1 交流の活性化を図る地域の居場所づくり	1	地域づくり事業
		2	小地域福祉活動の推進
		3	生活支援体制整備事業
		4	地域介護予防支援事業（通いの場）
		5	地域活動支援センター事業
		6	地域団体による地域子育て支援拠点事業
		7	子育てひろば事業
		8	多機能な居場所活動推進事業
		9	地域の支え合い体制づくり推進事業
		10	子ども食堂支援事業
	2 地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化	1	参加支援事業
		2	ボランティア活動への支援
		3	NPO 活動・地域活動の支援
		4	地域活動情報サイト
		5	いきいきサポート事業の推進
		6	民生委員・児童委員による相談援助活動
		7	話し合い員による訪問活動
		8	ハートフルネットワーク事業の充実
		9	みまもり訪問事業
		10	主任ケアマネジャーの支援・連携
11	シルバー人材センターの活動支援		
12	シルバーお助け隊事業への支援		
13	介護施設ワークサポート事業		
14	高齢者クラブ活動の支援		
15	文の京フレイル予防プロジェクト		
16	介護予防ボランティア指導者等養成事業		
17	社会参加の促進事業		
18	青少年健全育成会への支援・連携		
19	文京区子育てサポーター認定制度		
20	ファミリー・サポート・センター事業		

大項目	小項目	計画事業	
2 安心して暮らせる環境の整備	1 多様で複合化した課題に対応する包括的な支援体制の強化	1	包括的相談支援事業
		2	多機関協働事業
		3	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
		4	文京区版ひきこもり総合対策
		5	ヤングケアラー支援推進事業
		6	高齢者あんしん相談センターの機能強化
		7	障害者基幹相談支援センターの運営
		8	利用者支援事業
		9	文京ユアストーリー
		10	在宅医療・介護連携推進事業
		11	地域医療連携推進協議会・検討部会の運営
		12	居住支援の推進
		13	医療的ケア児支援体制の構築
		14	自殺対策推進に係る連携会議の開催
		15	児童虐待防止ネットワークの充実
		16	男女平等センターにおける相談事業の充実
		17	性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供
	2 生活困窮者等への支援	1	生活困窮者への自立支援の推進
		2	生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援
		3	DV等暴力被害の防止及び相談支援
		4	女性のほほえみ支援ネットワーク事業
	3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進
		2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
		3	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
		4	成年後見制度利用支援事業
		5	法人後見の受任
		6	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進

大項目	小項目	計画事業	
3 ひとにやさしいまちづくり	1 まちのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	1	バリアフリーの道づくり
		2	文京区バリアフリー基本構想の推進
		3	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
		4	総合的自転車対策の推進
		5	公園再整備事業
		6	コミュニティバス運行
	2 心のバリアフリーの推進	1	障害者差別解消に向けた取組の推進
		2	福祉教育の推進
		3	障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）
		4	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実
		5	認知症に関する講演会
		6	認知症サポーター養成講座
	3 情報のバリアフリーの推進	1	情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進
		2	情報バリアフリーの推進
		3	区報ぶんきょう・ホームページ・CATVでの情報提供の充実
		4	図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供
	4 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保	1	避難所運営協議会の運営支援
		2	避難行動要支援者への支援
		3	災害ボランティア体制の整備
		4	福祉避難所の拡充
		5	耐震改修促進事業
		6	家具転倒防止器具設置費用助成

3 計画事業の概要

1-1-1 地域づくり事業

介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行う。【令和7年度より事業実施予定】

1-1-2 小地域福祉活動の推進

日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりに取り組む。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-3 生活支援体制整備事業

社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進する。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-4 地域介護予防支援事業（通いの場）

介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していく。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-5 地域活動支援センター事業

障害者等の地域生活支援の促進を図るため、区内6か所の地域活動支援センターにおいて、障害特性等に応じた創作的活動の提供及び社会との交流の促進等を行う。

1-1-6 地域団体による地域子育て支援拠点事業

地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とするとともに、子どもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援する。

1-1-7 子育てひろば事業

乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施する。

1-1-8 多機能な居場所活動推進事業

地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所（つどい～の）」づくりを展開する者に対して、開設・事業運営に必要となる補助を、社会福祉協議会を通じて実施する。

1-1-9 地域の支え合い体制づくり推進事業

地域交流の場である「ふれあいいいききサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組む。

また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を実施する。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-10 子ども食堂支援事業

地域の子どもの対象に食事の提供を通じた居場所づくりとしての「子ども食堂」を運営する地域活動団体へ、社会福祉協議会を通じて運営費等の助成を行い、活動を支援する。【社会福祉協議会実施事業】

1-2-1 参加支援事業

本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行う。【令和7年度より事業実施予定】

1-2-2 ボランティア活動への支援

ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。

また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。【社会福祉協議会実施事業】

1-2-3 NPO活動・地域活動の支援

協働の拠点である地域連携ステーション「フミコム」の運営を通して、区や地域住民・ボランティア・NPO・企業・大学等と連携し、新たなつながりを創出することで、地域の活性化や地域課題の解決を図っていく。【社会福祉協議会実施事業】

1-2-4 地域活動情報サイト

NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。【社会福祉協議会実施事業】

1-2-5 いきいきサポート事業の推進

区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】

1-2-6 民生委員・児童委員による相談援助活動

民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする人と行政機関を繋げるパイプ役を担っている。

また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っている。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしている。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。

1-2-7 話し合い員による訪問活動

地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。

また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。

1-2-8 ハートフルネットワーク事業の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には迅速に対応できる体制を構築する。

1-2-9 みまもり訪問事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行う。【社会福祉協議会実施事業】

1-2-10 主任ケアマネジャーの支援・連携

地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーに対し、研修の実施により資質向上を図るとともに、包括的・継続的ケアマネジメントの支援・連携を行う。

1-2-11 シルバー人材センターの活動支援

企業や家庭、公共団体などから臨時的・短期的・軽易な仕事を引き受け、会員に就業の機会を提供しているシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の生きがいの創出、健康の維持につなげ、活力ある高齢社会、地域社会づくりを推進する。

1-2-12 シルバーお助け隊事業への支援

高齢者等の日常生活で起こるちょっとした困りごとに対し、シルバー人材センターが会員を派遣し援助するサービスについて、区が助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。

1-2-13 介護施設ワークサポート事業

シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を引き受けることで、高齢者の活躍の場の拡大とあわせ、介護人材不足を側面から支援する。

また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げていく。

1-2-14 高齢者クラブ活動の支援

地域において高齢者のいきがい向上及び健康の維持増進及び友愛訪問を含めた地域福祉活動等に貢献している高齢者クラブの活動に対して支援する。

1-2-15 文の京フレイル予防プロジェクト

高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施する。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営する。

1-2-16 介護予防ボランティア指導者等養成事業

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図る。

1-2-17 社会参加の促進事業

ミドル・シニア（概ね50歳以上の方）が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座等を実施する。

また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付する。

1-2-18 青少年健全育成会への支援・連携

地域の特性や社会情勢、地域住民のニーズに即した青少年健全育成施策を推進するため、青少年健全育成会の活動を支援する。

1-2-19 文京区子育てサポーター認定制度

区の子育て支援事業等でも活用できる、横断的な認定制度と研修プログラムを区内関係機関の協力を得て開発し、新たに「文京区子育てサポーター認定制度」を導入する。

さらに、地域の人材による子育て支援に関する連絡会「地域の子育てサポート連絡会」を開催し、ネットワークの形成を図る。【社会福祉協議会実施事業】

1-2-20 ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行う。

2-1-1 包括的相談支援事業

高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行う。

また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行う。

2-1-2 多機関協働事業

支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う。

2-1-3 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届ける。

2-1-4 文京区版ひきこもり総合対策

ひきこもり当事者やその家族及び 8050 問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行う。

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」（Support 支援／Talk 相談／Experience 経験／Place 居場所）を行う。

2-1-5 ヤングケアラー支援推進事業

ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修等を実施する。

また、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会において課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行う。

2-1-6 高齢者あんしん相談センターの機能強化

在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など、高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターと区との連携強化を図るとともに、複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進する。

2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営

障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。

2-1-8 利用者支援事業

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、相談員等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。

2-1-9 文京ユアストーリー

人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援及び定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行う。【社会福祉協議会実施事業】

2-1-10 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・看護・介護等の関係者による多職種連携体制を構築し、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進する。

2-1-11 地域医療連携推進協議会・検討部会の運営

区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会を開催し、地域医療の現状把握、課題の整理を行って、対応策の協議・検討を進めます。

2-1-12 居住支援の推進

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進する。

また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討していく。

あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅等の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図る。

2-1-13 医療的ケア児支援体制の構築

医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行う。

2-1-14 自殺対策推進に係る連携会議の開催

関係機関で構成する自殺対策に関する会議を開催し、自殺の現状や課題の共有及び効果的な事業の検討等を行い自殺対策推進に係る連携体制の構築の強化を図ります。

2-1-15 児童虐待防止ネットワークの充実

要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図る。また、児童虐待防止に関する啓発活動を行う。

2-1-16 男女平等センターにおける相談事業の充実

パートナーや親子などの家族関係、職場や地域での人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、カウンセラーによる相談を行う。

2-1-17 性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供

当事者や支援者による情報共有やコミュニケーションの機会を提供するとともに、性自認・性的指向に関する相談場所を提供する。

2-2-1 生活困窮者への自立支援の推進

生活保護に至る前の生活困窮者に対し、区が実施主体となって、関係機関との連携により、地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する。

2-2-2 生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援

生活保護受給者のうち稼働年齢である者に対して、就労相談・就労支援等の業務経験を有する支援員が就労に関する基本的事項の習得、就労体験及び就職後の定着支援など、就労意欲を喚起させ、自立に必要な支援を原則として6か月間実施する。

また、高齢者の生活保護受給者については、社会的孤立状態の予防として就労支援を実施する。

2-2-3 DV等暴力被害の防止及び相談支援

夫などから暴力被害を受けている女性及び母子からの相談を受け、安全に安心して生活できるように個々の状況に応じた支援を行い、自立に向けた生活再建のために関係機関と連携して相談支援を行う。

配偶者暴力相談支援センターでは、相談、情報提供、助言等を行い、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図る。

2-2-4 女性のほほえみ支援ネットワーク事業

DVや生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対し、自立に向けた切れ目のない相談・支援ができるように、支援に関わる福祉、子育て、教育等の関係機関と民間団体や民間事業者との連携・協働による支援の在り方の検討とネットワークの構築を行う。

2-3-1 福祉サービス利用援助事業の促進

高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】

2-3-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

福祉サービスの利用に当たり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。

また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。【社会福祉協議会実施事業】

2-3-3 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。

2-3-4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。【社会福祉協議会実施事業】

また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。

2-3-5 法人後見の受任

成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。【社会福祉協議会実施事業】

2-3-6 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進

成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営する。

中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、市民後見人を含む権利擁護支援の担い手の育成・活躍の場の仕組みづくりに取り組んでいく。

3-1-1 バリアフリーの道づくり

文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図る。

3-1-2 文京区バリアフリー基本構想の推進

バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進する。

3-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。

3-1-4 総合的自転車対策の推進

安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進する。

また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施する。

3-1-5 公園再整備事業

区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者をはじめ、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進する。

3-1-6 コミュニティバス運行

区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。

3-2-1 障害者差別解消に向けた取組の推進

障害者差別解消法及び東京都障害者差別解消条例を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行う。

3-2-2 福祉教育の推進

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの考え方にに基づき、多様性を認め合い、だれもがつながりを持ち、支えあえるまちを目指し、学校や地域、関係機関と連携し、体験・交流事業を通じて心のバリアフリーを推進する。

また、本事業を通じた地域活動の活性化を図る。【社会福祉協議会実施事業】

3-2-3 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）

障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めることや、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等での配布を通じて周知啓発を行う。

3-2-4 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実

「障害者週間(12月3日から9日)」を記念して、障害のある人もない人もともに集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催する。

3-2-5 認知症に関する講演会

講演会の実施及びパンフレットの活用等により、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を図る。

3-2-6 認知症サポーター養成講座

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成する。

また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする認知症サポーター実践講座を実施する。

3-3-1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進

区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進する。

3-3-2 情報バリアフリーの推進

障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置やまちのバリアフリーマップ等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図っていく。

3-3-3 区報ぶんきょう・ホームページ・CATV での情報提供の充実

区報ぶんきょうについては、視覚障害のある方が必要な情報を取得できるようにするため、点字広報や声の広報として毎号発行し、無料で配布する。また、自動読み上げ機能や文字の拡大表示機能のある多言語版電子書籍においても配信する。

ホームページについては、高齢者や障害者を含めただれもが必要な情報を必要な時に取得できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したページ作成に努める。

CATV については、番組本編に字幕の挿入を行うとともに、手話通訳を付けた番組を制作し放送する。また、災害時には災害の状況や避難所に関する情報を見ることのできる「データ放送」や「緊急文字告知」として適時文字放送を行う。

3-3-4 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供

印刷文字による読書が困難な方に向け、電子書籍、オーディオブック、大活字本、点字図書、録音図書等、多様な資料の収集、提供を行うほか、対面朗読サービスの実施、読書をサポートする機器類の設置を行う。

また、来館が困難な方へのサービスとして、資料の郵送サービス（視覚障害のある方対象）、宅配サービス（来館が困難な単身の区民対象）を実施する。

各サービスの広報にも努め利用の促進を図る。

3-4-1 避難所運営協議会の運営支援

災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組を活性化させ、自主運営体制の確立と地域の防災力の向上、防災意識の啓発を図る。

3-4-2 避難行動要支援者への支援

災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図る。

また、災害時の停電等により、生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。

3-4-3 災害ボランティア体制の整備

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。【社会福祉協議会実施事業】

3-4-4 福祉避難所の拡充

避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。

3-4-5 耐震改修促進事業

建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。

3-4-6 家具転倒防止器具設置費用助成

災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置に係る費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。

高年齢者・介護保険事業計画の検討状況について

1 高年齢者・介護保険部会の開催状況

- 第1回（令和5年5月23日） ・新たな高年齢者・介護保険事業計画の策定について
 第2回（令和5年7月10日） ・新たな高年齢者・介護保険事業計画の検討状況について

2 計画の検討状況

別添のとおり

※別添の資料は、現時点での検討状況であり、今後検討を進める中で内容が変わることがあります。

3 今後の検討予定

令和5年	9月	第3回高年齢者・介護保険部会	(中間のまとめの検討)
	10月	第4回高年齢者・介護保険部会	(中間のまとめの検討)
	11月	第4回文京区地域福祉推進協議会 令和5年11月定例議会報告	(中間のまとめの検討) (中間のまとめの報告)
	12月	パブリックコメント、区民説明会	
令和6年	1月	第5回高年齢者・介護保険部会	(最終案の検討)
	1～2月	第5回文京区地域福祉推進協議会 令和6年2月定例議会報告	(最終案の検討) (最終案の報告)
	3月	計画策定	

1 主要項目及びその方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり ～地域包括ケアシステムの実現～

少子高齢化・人口減少がさらに進展する中、団塊ジュニア世代が高齢者に移行し、日本の高齢者人口がピークに達する、令和 22 年（2040 年）に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の取組を積極的に推進していきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを推進するため、以下 4 つの主要項目を大きな柱として施策を進めていきます。

（１）地域でともに支え合うしくみの充実

地域住民をはじめ各関係機関が、「支え手」、「受け手」という関係を越えて、相互にその機能を補完し、協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助け合う支援体制を推進することが重要です。

そのため、元気高齢者をはじめとする区民が、日常の多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。

また、介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、NPO、地域団体等の多様な主体による地域づくりの取組を効果的に展開できるよう支援していきます。

さらに、医療と介護を必要とする高齢者や認知症の方を地域で支えるため、看取りまでを見据え、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。

併せて、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

（２）在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

介護が必要になっても安心して暮らせる住まいが確保され、かつ、その中で適切な介護サービスを受けながら、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにすることが重要です。

そのため、看取りまでを意識した在宅医療の提供体制の確保、医療介護連携を推進するとともに、住み慣れた地域で在宅生活を続けるため、居宅サービスの確保や、地域の支援拠点としての（看護）小規模多機能型居宅介護、増加が見込まれる認知症高齢者と家族等を支援する認知症高齢者グループホーム等のサービス基盤整備を推進していきます。

さらに、これらの介護サービスを支える人材について、その創出に取り組むとともに、人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を包括的に行っていきます。

また、安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

(3) 健康で豊かな暮らしの実現

高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るため、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。

そのため、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進し、健康寿命の延伸につながる取組を推進していきます。

さらに、介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、フレイル予防・介護予防の取組を推進していきます。

また、これまで生活の中心が職場にあった団塊の世代やひとり暮らし高齢者が、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。

(4) いざというときのための体制づくり

緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への支援体制を推進することが重要です。

そのため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が急病や事故等で緊急対応が必要になった場合、適切な対応や連絡が行えるよう高齢者緊急連絡カードの普及を図るとともに、日々進歩する情報通信機器等の効果的な活用について検討を進めていきます。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等（避難行動要支援者）の安否確認や避難誘導等を迅速かつ的確に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築していきます。

併せて、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、避難者への対応や備蓄物資の充実等、福祉避難所の環境整備を図っていきます。

さらに、介護サービスを提供する事業者が災害時や感染症の拡大時等にも通所者、入所者及び利用者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。

2 計画の体系

現時点では分野別計画間の調整を行っていないため、複数の計画の体系に位置づけられる事業の名称が計画間で異なっている場合があります。

また、検討中の事業については、掲載していない場合があります。

大項目	小項目	計画事業	
1 地域で ともに支え 合うしくみ の充実	1 高齢者等 による支え合 いのしくみの 充実	1	地域づくり事業
		2	参加支援事業
		3	ハートフルネットワーク事業の充実
		4	文京区地域包括ケア推進委員会の運営
		5	地域ケア会議の運営
		6	小地域福祉活動の推進
		7	民生委員・児童委員による相談援助活動
		8	話し合い員による訪問活動
		9	みまもり訪問事業
		10	高齢者見守り相談窓口事業
		11	高齢者見守り電球サービス
		12	高齢者見守り扉センサーサービス
		13	高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援
		14	社会参加の促進事業
		15	シルバー人材センターの活動支援
		16	シルバーお助け隊事業への支援
		17	いきいきサポート事業の推進
		18	ボランティア活動への支援
		19	地域活動情報サイト
2 医療・介護 の連携の推進		1	地域医療連携推進協議会・検討部会の運営
		2	在宅医療・介護連携推進事業
		3	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着
3 認知症施 策の推進		1	認知症に関する講演会
		2	認知症サポーター養成講座
		3	認知症ケアパスの普及啓発
		4	認知症地域支援推進員の設置
		5	認知症支援コーディネーターの設置
		6	認知症サポート医・かかりつけ医との連携
		7	認知症相談
		8	認知症初期集中支援推進事業

		9	認知症検診事業
		10	認知症ともにパートナー事業
		11	認知症ともにフォローアッププログラム
		12	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ
		13	認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング
		14	認知症の症状による行方不明者対策の充実
		15	若年性認知症への取組
		16	生活環境維持事業
	4 家族介護者への支援	1	仕事と生活の調和に向けた啓発
		2	認知症サポーター養成講座【再掲】
		3	認知症初期集中支援推進事業【再掲】
		4	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ【再掲】
		5	高齢者あんしん相談センターの機能強化【再掲】
		6	緊急ショートステイ【再掲】
	5 相談体制・情報提供の充実	1	包括的相談支援事業
		2	多機関協働事業
		3	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
		4	高齢者あんしん相談センターの機能強化
		5	文京ユアストーリー
		6	老人福祉法に基づく相談・措置
		7	介護保険相談体制の充実
		8	高齢者向けサービスの情報提供の充実
		9	文京区版ひきこもり総合対策
		10	ヤングケアラー支援推進事業
	6 高齢者の権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進
		2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
		3	成年後見制度利用支援事業
		4	法人後見の受任
		5	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進
		6	高齢者虐待防止への取組強化
		7	悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

大項目	小項目	計画事業	
2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組	1 介護サービスの充実	1	居宅サービス
		2	施設サービス
		3	地域密着型サービス
		4	事業者への運営指導・集団指導
		5	介護サービス情報の提供
		6	公平・公正な要介護認定
		7	主任ケアマネジャーの支援・連携
		8	福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査
		9	生活保護受給高齢者支援事業
	2 ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への支援	1	高齢者自立生活支援事業
		2	高齢者日常生活支援用具の給付等事業
		3	院内介助サービス
		4	高齢者訪問理美容サービス
		5	高齢者紙おむつ支給等事業
		6	ごみの訪問収集
		7	歯と口腔の健康
	3 介護サービス事業者への支援	1	介護サービス事業者連絡協議会
		2	ケアマネジャーへの支援
		3	ケアプラン点検の実施
		4	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
	4 介護人材の確保・定着への支援	1	介護人材の確保・定着に向けた支援
		2	介護施設ワークサポート事業
	5 住まい等の確保と生活環境の整備	1	居住支援の推進
		2	高齢者住宅設備等改造事業
		3	住宅改修支援事業
		4	高齢者施設の整備（特別養護老人ホーム）
		5	高齢者施設の整備（介護老人保健施設）
		6	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修
		7	緊急ショートステイ
		8	公園再整備事業
		9	文京区バリアフリー基本構想の推進
		10	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
		11	バリアフリーの道づくり

大項目	小項目	計画事業	
3 健康で豊かな暮らしの実現	1 健康づくりの推進	1	健康相談
		2	健康診査・保健指導
		3	高齢者向けスポーツ教室
		4	高齢者いきいき入浴事業
		5	高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援
	2 フレイル予防・介護予防の推進	1	短期集中予防サービス
		2	介護予防把握事業
		3	介護予防普及啓発事業
		4	介護予防ボランティア指導者等養成事業
		5	文の京フレイル予防プロジェクト
		6	地域リハビリテーション活動支援事業
	3 日常生活支援の推進	1	訪問型・通所型サービス
		2	介護予防ケアマネジメントの実施
		3	生活支援体制整備事業
		4	地域介護予防支援事業（通いの場）
	4 生涯学習と地域交流の推進	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業
		2	文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）
		3	生涯にわたる学習機会の提供
		4	高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援
5		いきがいつくり世代間交流事業	
6		いきがいつくり文化教養事業	
7		いきがいつくり敬老事業	
8		地域の支え合い体制づくり推進事業	
9		福祉センター事業	
10		長寿お祝い事業	
11		シルバーセンター等活動場所の提供	

大項目	小項目	計画事業	
4 いざというときのための体制づくり	1 避難行動要支援者等への支援	1	避難行動要支援者への支援
		2	災害ボランティア体制の整備
		3	高齢者緊急連絡カードの整備
		4	救急通報システム
		5	福祉避難所の拡充
	2 災害に備える住環境対策の推進	1	耐震改修促進事業
		2	家具転倒防止器具設置費用助成
	3 災害に備える介護サービス事業者への支援	1	介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

3 計画事業の概要

1-1-1 地域づくり事業

介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行う。【令和7年度より事業実施予定】

1-1-2 参加支援事業

本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行う。【令和7年度より事業実施予定】

1-1-3 ハートフルネットワーク事業の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には迅速に対応できる体制を構築する。

1-1-4 文京区地域包括ケア推進委員会の運営

高齢者の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、高齢者あんしん相談センターの運営など地域包括ケアの推進に関することを協議・検討する委員会を運営する。

また、区全域レベルの地域ケア会議の機能を兼ねることで、区全体の課題を抽出し、各種施策の実現につなげる。

1-1-5 地域ケア会議の運営

各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じたケアマネジメント支援及び地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図る。

また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていく。これら各検討会議の内容を相互に反映させることにより、地域包括ケアシステムの構築を推進する。

1-1-6 小地域福祉活動の推進

日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりに取り組む。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-7 民生委員・児童委員による相談援助活動

民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担っている。

また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っている。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしている。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。

1-1-8 話し合い員による訪問活動

地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。

また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。

1-1-9 みまもり訪問事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行う。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-10 高齢者見守り相談窓口事業

高齢者の在宅生活の安心を確保するため、各日常生活圏域の高齢者あんしん相談センターの本所又は分室に、見守り相談窓口を設置する。専任職員（見守り相談員）による高齢者への戸別訪問や見守り相談を通じ、生活実態の把握に努め、早期に必要な支援につなげる。

1-1-11 高齢者見守り電球サービス

高齢者の自宅に通信機能を備えた電球を設置し、24時間動作がない場合、家族等へメールで異常を通知する。

また、家族等が訪問等できない場合は、委託事業者が代理訪問を実施することで、ひとり暮らし等の高齢者や家族が安心して生活できる環境を整える。

1-1-12 高齢者見守り扉センサーサービス

高齢者の自宅に通信機能を備えた扉センサーを設置し、扉の開閉が24時間ない場合、利用者へ電話で安否確認を行うとともに、家族等へメールで異常を通知することにより、高齢者の見守り体制を拡充する。

1-1-13 高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援

クラブ会員による一声かけ運動、話し相手（情報提供、外出援助、交流機会の創出）、ひとり暮らしや身体能力が低下した高齢者の安否確認など、身近な隣人・友人としての高齢者相互の心のふれあいを中心とする活動を継続的に行っている。これらの、在宅福祉を支える友愛活動に対して支援する。

1-1-14 社会参加の促進事業

ミドル・シニア（概ね50歳以上の方）が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座等を実施する。

また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付する。

1-1-15 シルバー人材センターの活動支援

企業や家庭、公共団体などから臨時的・短期的・軽易な仕事を引き受け、会員に就業の機会を提供しているシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の生きがいの創出、健康の維持につなげ、活力ある高齢社会、地域社会づくりを推進する。

1-1-16 シルバーお助け隊事業への支援

高齢者等の日常生活で起こるちょっとした困りごとに対し、シルバー人材センターが会員を派遣し、援助するサービスについて、区が助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。

1-1-17 いきいきサポート事業の推進

区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-18 ボランティア活動への支援

ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。

また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-19 地域活動情報サイト

NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。【社会福祉協議会実施事業】

1-2-1 地域医療連携推進協議会・検討部会の運営

区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会を通じて、地域医療の現状把握、課題の整理を行って、対応策の協議・検討を進める。

1-2-2 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・看護・介護等の関係者による多職種連携体制を構築し、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進する。

1-2-3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

地域の医院・歯科医院・薬局を掲載した冊子の配布等を通じて、日頃から健康や医療、薬について相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを区民に推奨する。

1-3-1 認知症に関する講演会

講演会の実施及びパンフレットの活用等により、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を図る。

1-3-2 認知症サポーター養成講座

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成する。

また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする認知症サポーター実践講座を実施する。

1-3-3 認知症ケアパスの普及啓発

認知症の本人やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパス（あんしん生活ガイド）の普及啓発を図る。

また、認知症になっても、日常生活上の工夫があれば、自分らしい生活が続けられることを周知するため、認知症に関する機器展（認PAKU）を実施する。

1-3-4 認知症地域支援推進員の設置

認知症施策を円滑かつ効果的に実施するため、厚生労働省の定める研修修了者を認知症地域支援推進員として区に配置し、医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援などを推進する。

1-3-5 認知症支援コーディネーターの設置

認知症支援コーディネーターを高齢者あんしん相談センターに配置し、関係機関と連携の上、認知症の早期支援・早期対応を推進する。

1-3-6 認知症サポート医・かかりつけ医との連携

区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期支援・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進する。

1-3-7 認知症相談

認知症の早期支援・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターに嘱託医を配置し、もの忘れ医療相談等、認知症に係る相談体制を整備する。

1-3-8 認知症初期集中支援推進事業

複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行う。

1-3-9 認知症検診事業

認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発と、本人による認知症の早期の気づきを支援するため、55歳から75歳までの5歳ごとの節目検診を実施する。検診では、認知機能測定デジタルツールによる脳の健康度測定を行い、結果について医師からアドバイスを行うほか、必要に応じて医療機関や、看護師による6か月間の支援等につなげる。

1-3-10 認知症ともにパートナー事業

協力医療機関受診や認知症検診において、医師から認知機能の低下により生活上のサポートが必要と判断された方が、必要なサービス等につながるができるように、訪問看護ステーションの看護師による最長6か月間の伴走型の支援を行う。

1-3-11 認知症ともにフォローアッププログラム

認知症検診において、生活習慣の改善が必要な方を対象に、脳と体の健康や生活習慣の見直し等を啓発するプログラムを実施する。プログラムは、脳の健康度測定や脳と体を活性化させるためのエクササイズ体験、歯科衛生士や管理栄養士、健康運動指導士による指導等を行う。

1-3-12 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

認知症の本人を支える家族に対する支援を目的として、認知症家族交流会、介護者教室及び認知症カフェに係る取組を推進する。

1-3-13 認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング

認知症になっても人として尊重され、希望をもって自分らしく生きることができるまちづくりを推進するため、本人や家族のニーズと「チームオレンジ Bunkyo」サポーターをつなぐ仕組みを構築し、本人と家族を支える地域のネットワーキングを強化する。

1-3-14 認知症の症状による行方不明者対策の充実

認知症の症状による行方不明者の発生を防止し、また、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進する。

1-3-15 若年性認知症への取組

東京都若年性認知症総合支援センターや地域の関係機関と連携し、文京区若年性認知症の会（シエル・ブルー）等により若年性認知症の方へ支援を行うとともに、若年性認知症相談支援に関する研修に参加し、職員の知識習得・相談支援技術の向上を図る。

1-3-16 生活環境維持事業

認知症高齢者等のうち、自己で生活環境の整備を行うことが困難な方に対し、廃棄物処理等のサービスを実施し、生活環境の維持保全を行う。

1-4-1 仕事と生活の調和に向けた啓発

多様な働き方の実現に向けた意識を高めていくため、情報提供や広報・啓発活動を行う。

1-4-2 認知症サポーター養成講座

【再掲 再掲 1-3-2 参照】

1-4-3 認知症初期集中支援推進事業

【再掲 1-3-8 参照】

1-4-4 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

【再掲 1-3-12 参照】

1-4-5 高齢者あんしん相談センターの機能強化

【再掲 1-5-4 参照】

1-4-6 緊急ショートステイ

【再掲 2-5-7 参照】

1-5-1 包括的相談支援事業

高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行う。

また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行う。

1-5-2 多機関協働事業

支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う。

1-5-3 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届ける。

1-5-4 高齢者あんしん相談センターの機能強化

在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など、高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターと区との連携強化を図るとともに、複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進する。

1-5-5 文京ユアストーリー

人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援及び定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行う。【社会福祉協議会実施事業】

1-5-6 老人福祉法に基づく相談・措置

高齢者に関する相談を受け、実情の把握に努め、高齢者あんしん相談センター等関係機関と連携を図りながら支援を行う。

また、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所や介護保険サービス利用にかかる措置、成年後見制度にかかる審判請求等を行う。

1-5-7 介護保険相談体制の充実

区民や介護サービス事業者からの介護保険に関する相談・苦情等に対し、適切な助言や情報提供、関係機関の紹介等を行い、早期解決を図る。

1-5-8 高齢者向けサービスの情報提供の充実

高齢者のための福祉・保健サービスをわかりやすくまとめた情報誌の作成やホームページ・区報・フェイスブック等様々な媒体を活用し、高齢者向けサービスの情報提供を適宜行う。

1-5-9 文京区版ひきこもり総合対策

ひきこもり当事者やその家族及び8050問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行う。

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」（Support 支援/Talk 相談/Experience 経験/Place 居場所）を行う。

1-5-10 ヤングケアラー支援推進事業

ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修等を実施する。

また、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会において課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行う。

1-6-1 福祉サービス利用援助事業の促進

高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】

1-6-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

福祉サービスの利用に当たり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。

また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。【社会福祉協議会実施事業】

1-6-3 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である方に対し、その費用を助成する。【社会福祉協議会実施事業】

また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である方に対し、その費用を助成する。

1-6-4 法人後見の受任

成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。【社会福祉協議会実施事業】

1-6-5 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進

成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営する。

中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、市民後見人を含む権利擁護支援の担い手の育成・活躍の場の仕組みづくりに取り組んでいく。

1-6-6 高齢者虐待防止への取組強化

虐待を受けたと思われる高齢者の状況を速やかに確認し、保護等の必要な措置を講じる。

また、高齢者虐待に係る通報義務や早期発見などの広報啓発活動の実施や成年後見制度の利用促進等を通じて、高齢者の権利擁護の実現に向けた取組を進める。

1-6-7 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

消費者の自立を支援することを目的に、消費者被害防止のための出前講座などを実施する。

また、消費者トラブルに関する消費者相談を行う。

2-1-1 居宅サービス

要支援・要介護状態になっても可能な限り居宅において、本人の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護等のサービスを提供する。

2-1-2 施設サービス

在宅での生活が困難な方のための介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、在宅復帰に向けてリハビリを中心に行うための介護老人保健施設及び急性期の治療を終え、長期の療養を行うための介護療養型医療施設（介護医療院）に入所（入院）している要介護者に対し、施設内において介護等のサービスを提供する。

2-1-3 地域密着型サービス

高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、地域の特性に応じたサービスを提供する。

また、民間事業者による地域密着型サービス事業所の整備を促進する。

2-1-4 事業者への運営指導・集団指導

介護サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や指導及び監査を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な運営、介護サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図る。

2-1-5 介護サービス情報の提供

介護保険事業の適正・円滑な実施に資するため、居宅・通所・訪問・施設系の介護サービス事業者情報の収集・提供を行う。

2-1-6 公平・公正な要介護認定

介護（介護予防）サービスを必要とする申請者に対して、認定調査書と主治医意見書に基づき必要な介護及び支援の程度を「介護認定審査会」において、適正・客観的に判定を行う。

2-1-7 主任ケアマネジャーの支援・連携

地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーに対し、研修の実施により資質向上を図るとともに、包括的・継続的ケアマネジメントの支援・連携を行う。

2-1-8 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

利用者の状態像に合った福祉用具購入・住宅改修が提供されているか、利用者宅へ訪問し、調査する。

2-1-9 生活保護受給高齢者支援事業

支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認する。併せて、それ以外の65歳以上宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、受給者のニーズを踏まえた支援を行う。

2-2-1 高齢者自立生活支援事業

65歳以上で、骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患などにより生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるように、一定期間ヘルパーを派遣し、支援する。

2-2-2 高齢者日常生活支援用具の給付等事業

65歳以上で身体状況が低下し、日常生活を営む上で支障がある方に対し、用具の給付及び補聴器購入費用の助成等を行うことにより日常生活の利便を図る。

2-2-3 院内介助サービス

介護保険の通院介助サービスを利用し、要支援2以上の認定を受けているひとり暮らし又は日中独居となる高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院が困難な高齢者の通院の機会を確保する。

2-2-4 高齢者訪問理美容サービス

65歳以上の在宅で座位を保てない状態又は重度の認知症等で理美容店までの外出が困難な方に対し、訪問理美容券を発行し、高齢者の理美容の機会を確保する。

2-2-5 高齢者紙おむつ支給等事業

要介護3以上に認定され、身体状況の低下により失禁があり、おむつを使用している方に対し、紙おむつの支給又はおむつ費用の一部を助成することにより、精神的又は経済的負担の軽減を図る。
(65歳以上の方が入院中の場合は、要介護度不要。)

2-2-6 ごみの訪問収集

①満65歳以上のみの世帯／②障害者のみの世帯／③日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯／④母子健康手帳の交付を受けてから産後3月程度までの妊産婦のみの世帯／⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯

上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集する。

2-2-7 歯と口腔の健康

成人の口腔衛生の保持健康を図り、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供するため、歯周疾患検診を実施する。

また、疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を行い、在宅療養者の口腔衛生の向上を図る。

2-3-1 介護サービス事業者連絡協議会

介護サービス事業者相互間及び区との連携促進及び区民に適切な介護サービスの提供を行うため、協議会及び各部会を設置・運営する。

また、部会において、介護従事者の資質・実務能力向上に資する研修を実施する。

2-3-2 ケアマネジャーへの支援

在宅介護を支えるため、高齢者あんしん相談センターがケアマネジャーからの個別相談に応じるとともに、スキルアップのための研修会・勉強会を開催する。

2-3-3 ケアプラン点検の実施

居宅介護支援事業者等が利用者の状態に応じたより良いケアプランの作成ができるよう、事業者ごとに必要な支援を行う。

2-3-4 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。

2-4-1 介護人材の確保・定着に向けた支援

介護人材の確保・定着を促進するため、介護職員に対する住宅費補助や、啓発番組の配信、出張講座、介護の魅力を伝えるイベントの実施、啓発冊子の作成・配布等を行う。さらに、介護従事者の専門性の向上や職員の職場定着を目的とした資格取得支援や研修の実施、新たな介護人材としての外国人の受け入れに対する支援や介護未経験者を対象として研修など、包括的な事業を介護サービス事業者と連携し、行う。

2-4-2 介護施設ワークサポート事業

シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を引き受けることで、高齢者の活躍の場の拡大と併せ、介護人材不足を側面から支援する。

また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げていく。

2-5-1 居住支援の推進

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進する。

また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討していく。

あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅等の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図る。

2-5-2 高齢者住宅設備等改造事業

65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けた方のうち、日常生活を営む上で住環境の改善を必要とする高齢者に対し、その方の居住する住宅設備等の改造に係る費用の一部を給付することにより日常生活の安全性、利便性の向上を図る。

2-5-3 住宅改修支援事業

ケアマネジャーがついていない利用者が介護保険住宅改修費申請を行う場合に、申請に必要な「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際に、作成費用の補助を行う。

2-5-4 高齢者施設の整備（特別養護老人ホーム）

施設入所が必要な高齢者の増加に対応するため、公有地等の活用を図りながら、民間事業者に対する支援を行い、特別養護老人ホームの整備を進める。

2-5-5 高齢者施設の整備（介護老人保健施設）

要介護状態の高齢者が在宅生活に復帰することを支援するため、民間事業者に対する支援を行い、在宅復帰を目的としたリハビリテーション中心の介護サービスを提供する介護老人保健施設を整備する。

2-5-6 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修

老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所が必要な高齢者を支援するための良好な環境の整備を推進するため、大規模改修を実施する。

2-5-7 緊急ショートステイ

介護や見守りの必要な高齢者等の介護者が特別な理由で、一時的に介護が困難になった場合等に短期入所サービスを提供する。

2-5-8 公園再整備事業

区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者をはじめ、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進する。

2-5-9 文京区バリアフリー基本構想の推進

バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進する。

2-5-10 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。

2-5-11 バリアフリーの道づくり

文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図る。

3-1-1 健康相談

区民が自らの健康状態を把握できるよう、必要に応じ、血圧測定、尿検査、血液検査などを行う健康診断を実施する。

3-1-2 健康診査・保健指導

40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査等を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防する。

3-1-3 高齢者向けスポーツ教室

60歳以上の区内在住・在勤者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳＋健康体操教室を実施する。

3-1-4 高齢者いきいき入浴事業

外出機会の拡大や健康増進のため、区内公衆浴場を活用してシニア入浴事業を実施し、高齢者の交流の場とする。

3-1-5 高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

ペタンク大会・輪投げ大会や健康体操教室、都のシニア健康フェスタなど健康事業への参加など、会員相互の親睦を深め、健康増進を図る活動を継続的に行っている。これらの、介護予防や健康寿命の延伸に資する健康づくり活動に対して支援する。

3-2-1 短期集中予防サービス

生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、栄養改善の複合型プログラムを実施する。

3-2-2 介護予防把握事業

介護認定を受けていない75歳以上85歳以下の方のうち、奇数年齢の方に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ることによって、介護予防に取り組む契機とする。

3-2-3 介護予防普及啓発事業

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供する。

3-2-4 介護予防ボランティア指導者等養成事業

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図る。

3-2-5 文の京フレイル予防プロジェクト

高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施する。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営する。

3-2-6 地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援する。

3-3-1 訪問型・通所型サービス

高齢者の方が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、訪問型・通所型サービスや多様な主体の参加による生活支援のサービスを提供する。

3-3-2 介護予防ケアマネジメントの実施

要支援者及び基本チェックリストで該当した対象者に対し、心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を策定・交付する。対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス事業者等との調整や助言を行う。

3-3-3 生活支援体制整備事業

社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進する。【社会福祉協議会実施事業】

3-3-4 地域介護予防支援事業（通いの場）

介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していく。【社会福祉協議会実施事業】

3-4-1 アカデミー推進計画に基づく各種事業

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を提供する。

3-4-2 文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）

高齢者が継続的に学ぶ機会を提供するとともに、高齢者同士の親睦を図ることを目的として、2年制の講座を実施する。

3-4-3 生涯にわたる学習機会の提供

バラエティに富んだ魅力的な生涯学習プログラムを提供し、区民の様々なニーズに対応した生涯学習の機会を提供する。

3-4-4 高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援

専門の講師を招いて行う教養講座や各クラブの教室、秋に行う「いきいきシニアの集い」の作品展示や「芸能大会」での演目披露、区内学生との交流などの活動を継続的に行っている。これらの、いきがい向上に資する学習や交流活動に対して支援する。

3-4-5 いきがいづくり世代間交流事業

高齢者同士や多世代交流を通じた高齢者の生きがいや健康の向上を図るため、高齢者クラブ、区内高校・大学の学生等の作品展示や活動紹介を行う「いきいきシニアの集い」を実施する。

3-4-6 いきがいづくり文化教養事業

高齢者の生きがい向上及び外出機会の拡大を図るため、はつらつ体操教室や囲碁・将棋交流会等を実施する。

3-4-7 いきがいづくり敬老事業

高齢者の生きがいや健康の向上、外出機会の拡大を図るため、高齢者マッサージサービスや、高齢者クラブが日頃の活動場所で舞踊や歌の発表などを行う「敬老の日の集い」等を実施する。

3-4-8 地域の支え合い体制づくり推進事業

地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組む。

また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を実施する。【社会福祉協議会実施事業】

3-4-9 福祉センター事業

高齢者の仲間づくりや教養の向上・健康維持を目的に、健康維持や介護予防に資する事業、交流事業、入浴サービス事業、健康相談事業、文京総合福祉センター祭り等を実施する。

3-4-10 長寿お祝い事業

長年にわたり社会に尽力してきた高齢者に敬意を表し、長寿と健康を願って、民生委員の協力のもと、敬老のお祝いを贈呈する。新たに100歳となる方には、誕生日前後に区から個別に連絡し、贈呈を行う。

3-4-1-1 シルバーセンター等活動場所の提供

高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進等を図るため、高齢者団体に趣味の活動や会議の場としてシルバーセンター及び福祉センターを提供する。

4-1-1 避難行動要支援者への支援

災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図る。

また、災害時の停電等により、生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。

4-1-2 災害ボランティア体制の整備

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。【社会福祉協議会実施事業】

4-1-3 高齢者緊急連絡カードの整備

区、民生委員、話し合い員及び高齢者あんしん相談センターが、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や80歳以上の高齢者のみの世帯の緊急連絡先やかかりつけ病院などの情報を共有し、緊急事態に適切に対応する。

4-1-4 救急通報システム

おおむね65歳以上のひとり暮らし等の方で、身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する方が、家の中において慢性疾患の急変時に、ペンダントボタン等の専用通報機を用いて、区が契約している民間会社を通じて東京消防庁に通報することにより、速やかな救援を行う。

4-1-5 福祉避難所の拡充

避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。

4-2-1 耐震改修促進事業

建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。

4-2-2 家具転倒防止器具設置費用助成

災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し、在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置に係る費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。

4-3-1 介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

介護サービス事業者連絡協議会において、区の災害や新たな感染症に関する取組及び必要な情報を提供するとともに、研修会を実施する。また、事業者専用 WEB サイトによる情報提供を行う。

4 地域包括ケアシステム実現に向けた取組

①フレイル予防・介護予防の取組の推進

- ア) フレイル予防・介護予防の普及啓発等
- イ) 高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合い
- ウ) 医療専門職等の関与による効果的な取組の推進

②地域での支え合い体制づくりの推進

- ア) 社会的役割を担うことによる高齢者の生きがいづくり
- イ) 住民主体の通いの場等の拡充
- ウ) 地域ケア会議の推進

③認知症施策の推進

- ア) 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発
- イ) 切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくり
- ウ) 認知症の本人や家族を支える地域のネットワークづくり

④在宅医療・介護連携の推進

- ア) 看取りまでを見据えた在宅医療・介護の充実
- イ) 在宅ケアに関する地域の拠点の整備
- ウ) 医療・介護関係者間の連携・情報共有の支援

⑤高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能強化

- ア) 適切な人員体制の確保
- イ) 高齢者あんしん相談センターと区との連携強化
- ウ) 他の相談支援機関との連携強化

⑥高齢者の居住安定に係る支援の推進

- ア) 既存の住宅ストックを活用した高齢者の住まいの確保
- イ) 文京区居住支援協議会の設置
- ウ) 公営住宅の管理運営

障害者・児計画の検討状況について

1 障害者部会の開催状況

- | | |
|----------------|--|
| 第1回（令和5年5月22日） | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな地域福祉保健計画の策定について ・新たな障害者・児計画の策定について ・文京区の障害者・障害児の現状について |
| 第2回（令和5年7月10日） | <ul style="list-style-type: none"> ・現行障害者・児計画の進捗状況について ・次期障害者・児計画の主要項目と方向性（案）について ・次期障害者・児計画の体系・事業（案）について |
| 第3回（令和5年8月24日） | <ul style="list-style-type: none"> ・中間のまとめ（たたき台）の検討について |

2 計画の検討状況

別添のとおり

※別添の資料は、現時点での検討状況であり、今後検討を進める中で内容が変わることがあります。

3 今後の検討予定

令和5年	10月	第4回障害者部会	(中間のまとめの検討)
	11月	第4回文京区地域福祉推進協議会 令和5年11月定例議会報告	(中間のまとめの検討) (中間のまとめの報告)
	12月	パブリックコメント、区民説明会	
令和6年	1月	第5回障害者部会	(最終案の検討)
	1～2月	第5回文京区地域福祉推進協議会 令和6年2月定例議会報告	(最終案の検討) (最終案の報告)
	3月	計画策定	

1 主要項目及びその方向性

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備を推進するために、区が今後3か年で推進していく主要項目を以下の5つに分類しました。各項目についてそれぞれ方向性を掲げ、その達成に向けた取組を進めていきます。

(1) 自立に向けた地域生活支援の充実

- 障害の特性や状況に応じた適切な障害福祉サービス等を提供するため、個に応じた日常生活への支援を進めます。
- 障害者が地域で生活する場を確保し、障害者が自ら望む生活を営むためのサービス基盤を整備していきます。
- 障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を行います。
- 障害福祉サービスの安定的な質・量を確保するために、事業者への支援・指導を行います。

(2) 相談支援の充実と権利擁護の推進

- 地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の関係機関が連携を図りながら、専門的かつ継続的な支援を可能にする体制作りを充実させていきます。
- 障害者虐待の防止と養護者への支援を推進するとともに、障害者虐待を地域で防止するためのネットワークづくりを進めます。
- 障害者本人の意思が尊重され、安心して地域生活を送ることができるように、権利擁護の促進や成年後見制度の更なる普及啓発を行っていきます。
- 障害者差別解消支援地域協議会において相談事例を共有し、関係機関・区民への周知啓発を図ります。

(3) 安心して働き続けられる就労支援

- 障害者本人の個々の状況やニーズに対応するため、障害者就労支援センターを中心として、本人、家族、職場に対する総合的で専門性の高い相談・支援体制を構築していきます。
- 障害の特性や個性に合わせた多様な働き方ができるよう、障害者が働きやすい環境の整備や就労機会の拡大に向けた普及・啓発活動を充実することで、企業側の理解と受け入れ体制の整備に向けた支援を進めていきます。
- 多くの障害者がより長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応等の職場定着支援を推進していきます。
- 施設や作業所での作業内容の充実と工賃の向上に向けた取組を行うことで、福祉的就労における支援の充実を図ります。

(4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

- 障害の早期発見、早期療育に向けた取組みを進めるとともに、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図ります。
- 子どもの成長段階に応じた適切な支援を進めるとともに、切れ目のない支援を行うため、関係機関との連携の強化を図っていきます。
- 障害のある子どもの過ごす場を広げ、障害のあるなしにかかわらず、共に地域で育つ環境づくりを進めていきます。
- 就学児に対して、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進を図るための居場所づくりを行っていきます。
- 医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように関係機関と連携し、支援の充実を図っていきます。

(5) ひとにやさしいまちづくりの推進

- 障害者を含め誰もが利用しやすいよう、区内の公共的施設・公園などユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を進めていきます。
- 障害者にとって暮らしやすいまちとなるよう、「まちのバリアフリー（道路や歩道、公共的な施設・空間などのバリアフリー）」、「心のバリアフリー（学校や職場、地域等での障害者に対する理解の促進）」、「情報のバリアフリー（障害に応じた適切な媒体による情報の提供）」の3つのバリアフリーを推進します。
- 災害時や緊急事態における障害特性に応じた支援体制を充実させていきます。
- 支え手・受け手の垣根を越えて、地域住民が主体となり、地域共生社会の構築に向けた支援体制の整備を進めていきます。

2 計画の体系

現時点では分野別計画間の調整を行っていないため、複数の計画の体系に位置づけられる事業の名称が計画間で異なっている場合があります。

また、検討中の事業については、掲載していない場合があります。

大項目	小項目	計画事業	
1 自立に向けた地域生活支援の充実	1 個に応じた日常生活への支援	1	居宅介護（ホームヘルプ）
		2	重度訪問介護
		3	同行援護
		4	行動援護
		5	重度障害者等包括支援
		6	生活介護
		7	療養介護
		8	短期入所（ショートステイ）
		9	補装具費の支給
		10	手話通訳者・要約筆記者派遣事業
		11	手話通訳者設置事業
		12	日常生活用具給付
		13	移動支援
		14	日中短期入所事業
		15	緊急一時介護委託費助成
		16	心身障害者（児）短期保護事業
		17	福祉タクシー
		18	地域生活安定化支援事業
		19	日中活動系サービス施設の整備
		20	地域生活支援拠点の整備
		21	共生型サービス
		22	強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実
2 事業者への支援・指導		1	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
		2	障害福祉サービス等の質の向上
		3	障害者施設職員等の育成・確保
		4	障害福祉サービス等事業者との連携
3 生活の場の確保		1	グループホームの拡充
		2	共同生活援助（グループホーム）
		3	施設入所支援
		4	自立生活援助

		5	居住支援の推進
	4 地域生活への移行及び地域定着支援	1	福祉施設入所者の地域生活への移行
		2	入院中の精神障害者の地域生活への移行
		3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
		4	精神障害者の地域定着支援体制の強化
		5	地域移行支援
		6	地域定着支援
		7	退院後支援事業
	5 生活訓練の機会の確保	1	精神障害回復途上者デイケア事業
		2	地域活動支援センター事業
		3	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
		4	木よう体操教室（旧 難病リハビリ教室、パーキンソン病体操教室）
	6 保健・医療サービスの充実	1	自立支援医療
		2	難病医療費助成
		3	障害者歯科診療事業
		4	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業
		5	精神保健・難病相談
	7 経済的支援	1	福祉手当の支給
		2	児童育成手当(障害手当)の支給
		3	利用者負担の軽減

大項目	小項目	計画事業	
2 相談支援の充実と権利擁護の推進	1 相談支援体制の整備と充実	1	総合的な相談支援体制の構築
		2	計画相談支援
		3	地域移行支援 【再掲】
		4	地域定着支援 【再掲】
		5	相談支援事業
		6	地域自立支援協議会の運営
		7	障害者基幹相談支援センターの運営
		8	身体障害者相談員・知的障害者相談員
		9	障害福祉サービス等の情報提供の充実
		10	地域安心生活支援事業
		11	意思決定支援の在り方の検討
		12	小地域福祉活動の推進
		13	民生委員・児童委員による相談援助活動【再掲】
		14	地域生活支援拠点の整備【再掲】

		15	文京区版ひきこもり総合対策
		16	包括的相談支援事業
		17	多機関協働事業
		18	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
		19	ヤングケアラー支援推進事業
	2 権利擁護・成年後見等の充実	1	福祉サービス利用援助事業の促進
		2	法人後見の受任
		3	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進
		4	成年後見制度利用支援事業
		5	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
		6	障害者・児虐待防止対策支援事業
		7	障害者差別解消支援地域協議会の運営

大項目	小項目	計画事業	
3 安心して働き続けられる就労支援	1 就労支援体制の確立	1	障害者就労支援の充実
		2	就労支援ネットワークの構築・充実
		3	就労促進助成事業
		4	重度障害者等就労支援事業
	2 職場定着支援の推進	1	就業先企業への支援
		2	安定した就業継続への支援
		3	就労者への余暇支援
		4	就労定着支援【再掲】
	3 福祉施設等での就労支援	1	福祉施設から一般就労への移行
		2	就労選択支援
		3	就労移行支援
		4	就労継続支援（A型・B型）
		5	就労定着支援
		6	福祉的就労の充実
		7	障害者優先調達推進法に基づく物品調達の推進
		8	日中活動系サービス施設の整備【再掲】
	4 就労機会の拡大	1	区の業務における就労機会の拡大
		2	障害者雇用の普及・啓発
		3	地域雇用開拓の促進

大項目	小項目	計画事業	
4 子どもの育ちと家庭の安心への支援	1 障害のある子どもの健全な成長	1	乳幼児健康診査
		2	発達健康診査
		3	総合相談室の充実
		4	発達に関する情報の普及啓発
		5	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業 【再掲】
	2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化	1	児童発達支援センターの運営
		2	多様な機関の連携による切れ目のない支援
		3	医療的ケア児支援体制の構築
		4	医療的ケア児支援コーディネーターの配置
		5	個別の支援計画の作成
		6	専門家アウトリーチ型支援
		7	障害児相談支援
		8	医療的ケア児在宅レスパイト事業
		9	障害児通所支援事業所における重症心身障害児の支援充実に向けた検討
	3 子どもの成長段階に応じた適切な支援	1	児童発達支援
		2	医療型児童発達支援
		3	居宅訪問型児童発達支援
		4	保育所等訪問支援
		5	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト 【再掲】
		6	保育園要配慮児保育
		7	幼稚園特別保育
		8	就学前相談体制の充実
		9	総合相談室の充実 【再掲】
		10	専門家アウトリーチ型支援 【再掲】
		11	障害児通所支援事業所の整備
		12	特別支援教育の充実
		13	育成室の障害児保育
		14	個に応じた指導の充実
		15	放課後等デイサービス
	4 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり	1	保育園要配慮児保育 【再掲】
		2	幼稚園特別保育 【再掲】
3		育成室の障害児保育 【再掲】	
4		びよびよひろば（親子ひろば事業）	
5		子育てひろば事業	

	6	地域団体による地域子育て支援拠点事業
	7	児童館
	8	b-lab（文京区青少年プラザ）
	9	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト

大項目	小項目	計画事業
5 ひとにやさしいまちづくりの推進	1 まちのバリアフリーの推進	1 文京区バリアフリー基本構想の推進
		2 バリアフリーの道づくり
		3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
		4 総合的自転車対策の推進
		5 公園再整備事業
		6 コミュニティバス運行
		7 ごみの訪問収集
	2 心のバリアフリーの推進	1 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）
		2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実
		3 障害者事業を通じた地域参加
		4 障害者差別解消に向けた取組の推進
	3 情報のバリアフリーの推進	1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進
		2 情報バリアフリーの推進
		3 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供
	4 防災・安全対策の充実	1 ヘルプカードの普及・啓発
		2 避難行動要支援者への支援
		3 福祉避難所の拡充
		4 避難所運営協議会の運営支援
		5 災害ボランティア体制の整備
		6 耐震改修促進事業
		7 家具転倒防止器具設置助成事業
		8 救急代理通報システムの設置
	5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援	1 障害者事業を通じた地域参加【再掲】
		2 地域に開かれた施設運営
		3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実【再掲】
		4 心身障害者・児レクリエーション
		5 障害者スポーツ等の推進
		6 文化芸術作品等の発表機会の確保

6 地域福祉の 担い手への支援	1	ボランティア活動への支援
	2	手話奉仕員養成研修事業
	3	地域の支え合い体制づくり推進事業
	4	ファミリー・サポート・センター事業
	5	民生委員・児童委員による相談援助活動
	6	話し合い員による訪問活動
	7	自発的活動支援事業
	8	地域活動情報サイト
	9	いきいきサポート事業の推進
	10	参加支援事業
	11	地域づくり事業

3 計画事業の概要

1-1-1 居宅介護（ホームヘルプ）

介護が必要な障害者・児に対して、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・掃除・洗濯等の家事援助及び通院の介助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する。

1-1-2 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅における入浴・排せつ・食事の介護・調理・掃除・洗濯等の家事やその他生活全般にわたる援助、外出時における移動支援等を総合的に行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。

1-1-3 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等について、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図る。

1-1-4 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で、常に介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、その他行動する際の必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。

1-1-5 重度障害者等包括支援

常時介護を要し、その介護の必要の程度が高く、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図る。

1-1-6 生活介護

常に介護を必要とする障害者に、昼間において、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図る。

1-1-7 療養介護

医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行い、また、医療を提供することで、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図る。

1-1-8 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期入所し、入浴、排せつ、食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。

1-1-9 補装具費の支給

障害者・児に対し身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具の支給又は修理等にかかる費用を助成することにより、自立した日常生活の促進を図る。

1-1-10 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図る。

1-1-11 手話通訳者設置事業

聴覚障害者等が手話通訳を通じて意思の疎通を円滑に行い社会参加の促進を図るために、文京シビックセンター等に手話通訳者を設置する。

1-1-12 日常生活用具給付

重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図る。

1-1-13 移動支援

屋外での移動が困難な障害者・児に対して、ヘルパーによる外出のための必要な支援を行うことで、自立生活及び社会参加の促進を図る。

1-1-14 日中短期入所事業

自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中の見守り・入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。

1-1-15 緊急一時介護委託費助成

障害者・児を日常的に介護している家族が、冠婚葬祭や疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を障害者本人に助成する。

ただし、障害者の配偶者、直系血族及び同居親族を除く介護人の事前登録が必要となる。

1-1-16 心身障害者（児）短期保護事業

心身障害者・児の介護に当たっている家族等が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で一時介護を行うことが困難な場合に、文京藤の木荘（文京槐の会内）において、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減する。

1-1-17 福祉タクシー

身体障害者等の社会生活の利便性を図るとともに安心して外出ができるようにするため、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の一部助成を行う。

1-1-18 地域生活安定化支援事業

文京地域生活支援センターあかり、エナジーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋の3か所において、未治療者や治療中断のおそれがあり、既存の障害福祉サービスでは地域生活を送ることが困難な精神障害者を対象として、通院同行、服薬見守り及び生活支援を行う。

1-1-19 日中活動系サービス施設の整備

障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、整備費等補助制度の拡充により活用の推進を図るなどして、民間事業者誘致による日中活動系サービス施設整備を促進する。

1-1-20 地域生活支援拠点の整備

本富士・駒込・富坂・大塚の4地区に地域生活支援拠点を整備した。拠点では、主に相談支援と地域づくりを担い、残りの機能（緊急時の対応・生活体験・専門的人材の確保）は、区内の支援機関と連携する面的整備で実施する。

1-1-21 共生型サービス

共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けて提供するサービスであり、障害者総合支援法においては共生型生活介護、共生型居宅介護、共生型短期入所等が規定される。

1-1-22 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

強度行動障害を有する障害者の支援ニーズの把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

1-2-1 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。

1-2-2 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者に適切な障害福祉サービス等が提供されているかを確認し指導等を行うことにより、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高める。

1-2-3 障害者施設職員等の育成・確保

障害者基幹相談支援センター及び障害者就労支援センター等が行う障害者施設従事者向けの研修会により、法改正等の国の動向についての理解促進や利用者支援における職員のスキルアップを図り、職員等の育成についての支援を行う。

また、移動支援従事者養成研修等への支援を行うことにより、福祉従事者の育成を図っていく。

なお、区で指定している移動支援従事者養成研修を修了した者に対して区が受講料を助成することにより、研修参加者の増加を促し、人材確保に繋げていく。

1-2-4 障害福祉サービス等事業者との連携

既存の連絡会等を活用し、制度改正や事業所運営に係る留意事項等について、情報提供及び指導を行い、区内の障害福祉サービス等事業者と区との連携を確保し、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高める。

1-3-1 グループホームの拡充

障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費補助の拡充により活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の補助を行うことにより、施設整備を促進する。

また、既存事業者が居室を増やす場合も補助を行う。

1-3-2 共同生活援助（グループホーム）

障害者が共同生活を行う住居において、入浴・排せつ・食事の介護や相談など日常生活上の支援を行い、地域における自立した日常生活を支援する。

1-3-3 施設入所支援

施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行い、日常生活支援を図る。

1-3-4 自立生活援助

施設入所支援又は共同生活援助を利用していた障害者が居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により、障害者からの相談に応じ必要な情報提供、助言、援助を行う。

1-3-5 居住支援の推進

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進する。

また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるような様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討していく。

あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅等の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図る。

1-4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。

令和4年度の施設入所者数のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を行うため、事業量は累計として記載する。

1-4-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

退院可能な入院中の精神障害者が、地域で自立した生活を送ることを可能にするため、地域相談支援サービスを活用しながら、保健師及び地域活動支援センターが入院中から地域生活への移行を支援する。

1-4-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を行う。

1-4-4 精神障害者の地域定着支援体制の強化

在宅の精神障害者が地域で安定した生活を送るために、区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、支援体制の強化を行う。

1-4-5 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を行い、地域移行の促進を図る。

1-4-6 地域定着支援

単身者及び同居家族の高齢化等により家族の支援を受けられない地域の障害者に対して、常時連絡等が可能なサポート体制を整備し、地域定着を図る。

1-4-7 退院後支援事業

保健所設置自治体を中心となって支援を行う必要がある措置入院中の精神障害者について、必要な医療等の支援を適切に受け社会復帰できるように、退院後支援計画の作成及び関係者会議の開催

をする。

1-5-1 精神障害回復途上者デイケア事業

回復途上の精神障害者を対象に、対人関係などの障害を改善し社会復帰を目指すことを目的として、集団生活指導や生活技能訓練などの各種プログラムを用いた事業を実施する。

1-5-2 地域活動支援センター事業

障害者等の地域生活支援の促進を図るため、区内6か所の地域活動支援センターにおいて、障害特性等に応じた創作的活動の提供及び社会との交流の促進等を行う。

1-5-3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障害者に対して一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援する。

1-5-4 木よう体操教室（旧 難病リハビリ教室、パーキンソン病体操教室）

在宅の難病患者を対象に、体操やレクリエーション、参加者同士の交流の機会を提供し、疾病の理解や生活の質（QOL）の維持・向上を目指す。

1-6-1 自立支援医療

心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進する。

1-6-2 難病医療費助成

認定疾病に罹患している難病患者等に対し、医療保険・介護保険を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。

また、難病患者及びその家族の生活の質（QOL）を向上するため、難病医療費等助成制度申請の際に保健師が面接を行い、在宅療養の相談や社会資源活用の支援を実施する。

1-6-3 障害者歯科診療事業

障害者（児）等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図る。

また、高次医療機関や地域のかかりつけ医へも繋げていく。

1-6-4 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業

疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を**を**実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促し、在宅療養者等の口腔衛生の改善及び向上を図ります。

1-6-5 精神保健・難病相談

精神科医による専門相談及び保健師による所内相談や家庭訪問を行い、地域の精神障害者及び難病患者等、家族、区民に対し予防から社会復帰まで総合的に支援する。

1-7-1 福祉手当の支給

心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当・精神障害者福祉手当(区制度)・特別障害者手当等(国制度)・重度心身障害者手当(都制度)を支給する。(ただし、所得制限あり。)

1-7-2 児童育成手当(障害手当)の支給

障害のある子どもを養育している家庭に対し、児童育成手当(障害手当)を支給する。児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。(ただし、所得制限あり。)

1-7-3 利用者負担の軽減

障害福祉サービス等の利用者負担に対し、様々な軽減策を実施することで利用者負担の軽減を図る。

また、国が実施している無償化や多子軽減措置に該当しない利用者に対して、区独自の助成制度を実施することで利用者負担の軽減を図っている。

その他、就学前の障害児通所施設利用時の給食及びおやつ代、区立障害者施設の給食費や、移動支援等の地域生活支援事業の利用者負担等については、区における負担軽減を実施しており、適切な対応によって障害福祉サービス等の利用を支援する。

2-1-1 総合的な相談支援体制の構築

障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に対し、障害者基幹相談支援センターを始め、区の窓口や保健所等の関係機関が連携しながら、専門的かつ総合的な相談支援を実施するためのネットワーク体制を構築する。

2-1-2 計画相談支援

障害者・児のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかな支援を行う。

障害福祉サービス利用者が増えていることから、計画相談支援の利用を希望する障害者・児が相談支援を受けられる体制を目指す。

2-1-3 地域移行支援 【再掲 1-4-5 参照】

2-1-4 地域定着支援 【再掲 1-4-6 参照】

2-1-5 相談支援事業

区の窓口や一般相談支援事業所において、地域生活支援拠点、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービス等の利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行う。

また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談支援事業者等への助言・人材育成等により相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していく。

2-1-6 地域自立支援協議会の運営

障害者等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進していく。

また、この協議会の下に設置される、相談・地域生活支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会、子ども支援専門部会において、支援体制等についての協議を重ねていく。

2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営

障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。

2-1-8 身体障害者相談員・知的障害者相談員

区長から委嘱された民間の相談員が、障害者・児やその家族からの相談に応じて助言・指導を行い、諸問題解決の支援を行う。

2-1-9 障害福祉サービス等の情報提供の充実

障害者福祉制度の改正等国の動向を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・的確に情報を提供していく。

また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報を探しやすいホームページ作りを行っていく。

2-1-10 地域安心生活支援事業

障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日・夜間を含めた緊急対応等を行うとともに、病院から地域生活への移行や定着の支援を進める。

2-1-11 意思決定支援の在り方の検討

自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等について、地域自立支援協議会権利擁護専門部会等において、支援体制等について検討を行う。

2-1-12 小地域福祉活動の推進

日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりに取り組む。【社会福祉協議会実施事業】

2-1-13 民生委員・児童委員による相談援助活動【再掲 5-6-5参照】

2-1-14 地域生活支援拠点の整備【再掲 1-1-20参照】

2-1-15 文京区版ひきこもり総合対策

ひきこもり当事者やその家族及び8050問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行う。

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」（Support 支援/Talk 相談/Experience 経験/Place 居場所）を行う。

2-1-16 包括的相談支援事業

高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行う。

また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行う。

2-1-17 多機関協働事業

支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う。

2-1-18 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届ける。

2-1-19 ヤングケアラー支援推進事業

ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修等を実施する。

また、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会において課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行う。

2-2-1 福祉サービス利用援助事業の促進

高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】

2-2-2 法人後見の受任

成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。【社会福祉協議会実施事業】

2-2-3 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進

成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営する。

中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、市民後見人を含む権利擁護支援の担い手の育成・活躍の場の仕組みづくりに取り組んでいく。

2-2-4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。【社会福祉協議会実施事業】

また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。

2-2-5 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

福祉サービスの利用に当たり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。

また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。【社会福祉協議会実施事業】

2-2-6 障害者・児虐待防止対策支援事業

区民向けの講演会の開催や障害者虐待防止リーフレットの配布、障害者施設等従事者への研修会等を通じて広報・啓発活動を進め、障害者虐待防止や早期発見を図る。

障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターにおいては、虐待の防止や早期発見、虐待を受けている可能性のある対象者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行う。

また、障害者基幹相談支援センターをはじめ、対象者の年齢に応じて子ども家庭支援センターや高齢者あんしん相談センターと連携しながら適切な支援を行うとともに、園や学校、福祉施設など、その他関係する機関との協力体制の整備等、支援体制の強化を図っていく。

2-2-7 障害者差別解消支援地域協議会の運営

地域の関係機関等が委員となり、障害を理由とする差別に関する相談等の事例共有等、差別を解消するための取組について協議を行う。

3-1-1 障害者就労支援の充実

障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施する。多様化している障害特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化、増加する新規登録者・就労者に対する定着支援、生活支援等、地域の拠点としての機能の充実を図る。

3-1-2 就労支援ネットワークの構築・充実

地域自立支援協議会就労支援専門部会や事業所ネットワーク（就労支援者研修会）等を活用し、障害者就労に関する情報の整理を通じて共有化を図るとともに、関係機関の人的交流の機会提供や、地域の就労支援を担う人材育成を行う。

また、地域の福祉・保健・教育・労働等の連絡会への参加を通して、就労している障害者の生活を地域全体で支える仕組みづくりを行う。

3-1-3 就労促進助成事業

一般就労を目指す障害者が企業等での実習を行う際に、実習を行う障害者就労支援センター登録者に体験手当を支給することで、障害者の就労・雇用を促進していく。

また、区内中小企業等に対して職業体験受入れ奨励金を助成し、実習機会の拡大及び障害者への理解を深めるとともに、区内中小企業等の障害者雇用促進の取組をサポートする。

3-1-4 重度障害者等就労支援事業

民間企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者等として働く場合において、重度障害者等の通勤や職場等における支援を行うことで、重度障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する。

3-2-1 就業先企業への支援

法定雇用率の引上げやそれに伴う納付金制度の対象企業の範囲拡大等により障害者雇用に取り組む企業が増えていることを踏まえ、障害者理解のための情報提供や、合理的配慮の提供の下で雇用促進が図られるよう、企業への相談支援を行うとともに、精神障害者の雇用機会の拡大に対応できる相談体制について充実を図る。

また、雇用管理やキャリア支援、人材育成の方法、メンタルヘルスなど企業の相談内容の多様化に対応するため、企業支援体制の充実を図る。

3-2-2 安定した就業継続への支援

就労先への定期的な職場訪問の実施や定期的な個別面談を通して、職場の人間関係等の困りごと等の相談に応じ、就業継続に向けた支援を行う。教育機関（特別支援学校等）や職業訓練校、就労系事業所（就労移行支援・就労継続支援等）からの就職者に対しても、各機関との連携を図りながら職場定着支援を実施する。

また、生活の中で生じた課題等については地域の関係機関と連携し、安定した職業生活を送ることができるように支援する。

3-2-3 就労者への余暇支援

就労している障害者が豊かな社会生活を築き、就業継続意欲を高めることを目的として、仲間づくりの場となる「たまり場」、生涯学習の機会となる「生活講座」等の余暇支援事業を行うとともに、就業継続者への表彰についても継続して実施する。

3-2-4 就労定着支援【再掲 3-3-5 掲載】

3-3-1 福祉施設から一般就労への移行

就業移行支援及び就業継続支援等の福祉施設を利用する障害者が、一般就労へ移行し定着することを推進する。

また、福祉施設との連携を深めるとともに、様々な就業支援に関する情報提供を行うことで、福祉施設利用者が就業支援の利用につながる環境づくりを進める。

3-3-2 就業選択支援

就業アセスメントの手法を活用して整理した情報に係る書面の作成・提供、関係機関との意見交換等を行うことにより、障害者本人が一般就労や就業系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就業開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行う。

3-3-3 就業移行支援

一般企業への就業を希望する障害者に対し、一定期間就業に必要な知識や能力の向上のために訓練等を行い、障害者の一般就業を促進する。

3-3-4 就業継続支援（A型・B型）

一般企業での就業が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行う。

3-3-5 就業定着支援

就業移行支援等を利用し一般就業した障害者について、一定の期間にわたり、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等支援を行う。

3-3-6 福祉的就労の充実

福祉施設における福祉的就労のやりがいや達成感を大切に、働くことを通じた社会参加の促進を行う。

また、区や民間企業等からの受注を促進するとともに、工賃の増加を図るために、区内事業所のネットワーク組織を構築し、共同受注の仕組みや共同販売会を充実させることで、受注作業や商品販路の拡大を推進する。

3-3-7 障害者施設優先調達推進法に基づく物品調達の推進

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、文京区における調達方針を毎年度定める。推進に当たっては、庁舎内において障害者就労施設等が受託可能な物品・使役等の効果的なPRを行っていく。

3-3-8 日中活動系サービス施設の整備【再掲 1-1-19参照】

3-4-1 区の業務における就労機会の拡大

平成26年6月から庁内で知的・精神障害者のチャレンジ雇用が始まり、企業就労を目指す障害者の雇用機会の拡大に寄与してきた。今後は、庁内インターンシップとの連携や、福祉施設における就労体験の場としての実習受入れなどを実施し相乗効果を上げていく。

また、庁内におけるインターンシップ事業や委託業務の拡大等の検討を行い、障害者就労の機会の拡大を図る。

3-4-2 障害者雇用の普及・啓発

障害者が地域で当たり前働き暮らすことができるよう、「障害者が働くこと」を広く区民、本人・家族、関係者に普及啓発する活動を行う。

また、主に区内の中小企業に対して、障害者雇用に関する情報提供や理解促進を図り、企業の障害者雇用の取組をサポートする。

3-4-3 地域雇用開拓の促進

事業者に対して、障害者地域自立支援協議会就労支援専門部会において検討する様々な障害者雇用に関する周知・啓発活動及び支援策を積極的に行うとともに、区内中小企業等に対しては、雇用促進奨励金の助成を通じて障害者雇用先の開拓に取り組む。

4-1-1 乳幼児健康診査

4か月から3歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し、適切な治療や療育につなげる。子育てのストレスや育児不安を持つ等子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援する。

4-1-2 発達健康診査

運動発達の遅れや精神発達の偏りが疑われる乳幼児について、専門医による診察・相談を行い、子どもの発達の問題を早期発見するとともに、関係機関と連携し適切な療育につなげる。

4-1-3 総合相談室の充実

教育センター総合相談室において、心身の障害や発達上の何らかの心配ごとがある子どもについて、保護者からの相談に応じ、助言、指導を行う。

また、必要に応じて専門訓練（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）、グループ療育等の子どもへの発達援助、療育の事業者の情報提供及び紹介を行う。各園・学校・関係機関との連携を深めながら、乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援を行っていく。

4-1-4 発達に関する情報の普及啓発

子どもの発達に関する相談窓口や支援内容に関する情報を、ホームページ、リーフレット等で周知していく。

また、区民との関わりを通じ、子どもの発達に関する理解を深め、より良い子どもとの関わり方を学べるよう啓発を行う。

4-1-5 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業【再掲 1-6-4 掲載】

4-2-1 児童発達支援センターの運営

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、各種事業を実施し、地域の障害児支援に取り組む。

また、国の基本指針を踏まえ、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向け検討等を行う。

4-2-2 多様な機関の連携の連携による切れ目のない支援

教育・福祉・保健・子育て等の関係機関の連携のもと、障害児とその家族及び保育園、幼稚園、小・中学校等に対する学びと育ちを支援する。

また、発育歴などの情報を成長段階に応じて引き継ぐための「個別支援ファイル（マイファイル『ふみの輪』）」や就学先の小・中学校に対して保護者や就学前機関が子どもの指導で大切にしてきたことを伝える「文京区就学支援シート」等を活用し、切れ目のない一貫した支援を行っていく。

4-2-3 医療的ケア児支援体制の構築

医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行う。

4-2-4 医療的ケア児支援コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進する。

4-2-5 個別の支援計画の作成

学校や教育センター、保育園、幼稚園において、必要な児童・生徒に対し、保護者の意向も尊重しながら「個別の支援計画」を作成することで、個に応じた支援を実施する。

4-2-6 専門家アウトリーチ型支援

専門家（臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、特別支援学校教員、社会福祉士等）によるコンサルテーションを通して、保育園、幼稚園、学校等の対応力の向上を図る。「発達支援」「特別支援」「適応支援」の3分野にわたり対応する。

4-2-7 障害児相談支援

児童福祉法に基づき、障害児通所支援の利用の前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行う。さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行うなど、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行う。

障害児通所支援利用者が増えていることから、障害児相談支援の利用を希望する障害児が相談支援を受けられる体制を目指す。

4-2-8 医療的ケア児在宅レスパイト事業

医療的ケアが必要な在宅の障害児を介護する同居の保護者等の一時休息（レスパイト）を図るため、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、医療的ケア等を行う。

4-2-9 障害児通所支援事業所における重症心身障害児の支援充実に向けた検討

主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行う。

4-3-1 児童発達支援

児童福祉法に基づき、主に未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作等の習得、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図るために個々に応じた適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

4-3-2 医療型児童発達支援

児童福祉法に基づき、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援を要する児童に対し、児童発達支援及び治療を行い、障害児の心身の発達促進を図る。

4-3-3 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害児について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行う。

4-3-4 保育所等訪問支援

集団生活の適応のために支援が必要な保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し、専門的な支援を行う。

4-3-5 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト【再掲 4-4-9参照】

4-3-6 保育園要配慮児保育

保育園において、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施する。

4-3-7 幼稚園特別保育

区立幼稚園において、特別な支援が必要な幼児が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促進していく。

特別な支援を必要とする幼児への支援に理解のある大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て幼児へのサポートを行う。

4-3-8 就学前相談体制の充実

専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒の個々の特性に応じて、可能な限り保護者の意向を尊重したうえで、適切な支援を受けられるようにする。

4-3-9 総合相談室の充実【再掲 4-1-3参照】

4-3-10 専門家アウトリーチ型支援【再掲 4-2-6参照】

4-3-11 障害児通所支援事業所の整備

重症心身障害児や医療的ケア児等が地域の中で児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要な支援が受けられるよう、整備費等補助制度を創設し、民間事業者による障害児通所支援事業所施設整備を促進する。

4-3-12 特別支援教育の充実

区立小・中学校の通常学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々のニーズに応じた教育を受けることができるように、指導員等を配置し充実を図る。

○特別支援教育担当指導員：通常学級に在籍する発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒の支援として、一斉指導の中での個別指導や特別支援教室等での専門的指導・支援を行う。

○交流及び共同学習支援員：特別支援学級設置校において、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの交流及び共同学習を円滑に行う。

○バリアフリーパートナー：大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て、子どもたちのサポートを行う。

4-3-13 育成室の障害児保育

保護者が仕事や病気等のため保育の必要な小学校1年から3年生のうち心身に特別な配慮を要する児童（要配慮児）に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。保育補助の会計年度任用職員等を配置し保育環境を整えるとともに、児童支援員のための研修を定期的に実施し、保育の質の向上を図る。また、巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図る。

4-3-14 個に応じた指導の充実

区立小・中学校の通常学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育のあり方や指導の実際について、教員等研修を実施するとともに教育センター等関係機関と連携し、個への対応の充実を図る。

4-3-15 放課後等デイサービス

就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援を行うことで、障害児の健全な育成を図る。

4-4-1 保育園要配慮児保育【再掲 4-3-6参照】

4-4-2 幼稚園特別保育【再掲 4-3-7参照】

4-4-3 育成室の障害児保育【再掲 4-3-13参照】

4-4-4 ぴよぴよひろば（親子ひろば事業）

子ども家庭支援センター親子交流室において、3歳未満の乳幼児とその保護者が安心して遊べ、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供していく。

また、保育士資格を持ったひろば職員が利用者の子育てに関する相談も受ける。

4-4-5 子育てひろば事業

乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施する。

4-4-6 地域団体による地域子育て支援拠点事業

地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とするとともに、子どもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援する。

4-4-7 児童館

館内の遊戯室、図書室、工作室、屋上遊戯場等において、専門の職員が遊びを通じて児童の集団のかつ個別的な指導を行い、子どもの健全育成を図る。

4-4-8 b-lab（文京区青少年プラザ）

中高生世代の自主的な活動の場を提供するとともに、文化・スポーツ、学習支援等の各種事業を通して、自主的な活動を支援し、自立した大人への成長を支える。

4-4-9 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト

集団参加や対人コミュニケーションなどの社会的スキル等の成長が乳幼児期から促されるよう、心理士等の専門家チームが区内の幼稚園・保育園・児童館等を訪問し専門的発達支援を行い、より質の高い育児環境を整え、子どもたちの健やかな育ちを支えていく。

5-1-1 文京区バリアフリー基本構想の推進

バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進する。

5-1-2 バリアフリーの道づくり

文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図る。

5-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。

5-1-4 総合的自転車対策の推進

安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進する。

また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施する。

5-1-5 公園再整備事業

区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者をはじめ、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進する。

5-1-6 コミュニティバス運行

区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。

5-1-7 ごみの訪問収集

①満65歳以上のみの世帯／②障害者のみの世帯／③日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯／④母子健康手帳の交付を受けてから産後3月程度までの妊産婦のみの世帯／⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯

上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集する。

5-2-1 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）

障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めることや、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等での配布を通じて周知啓発を行う。

5-2-2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実

「障害者週間(12月3日から9日)」を記念して、障害のある人もない人もともに集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催する。

5-2-3 障害者事業を通じた地域参加

各種の障害者事業（心身障害者・児通所施設合同運動会、一歩いっぽ祭り、ハートフル工房参加など）を通じて、障害者・児の様々な地域活動への参加を推進する。

5-2-4 障害者差別解消に向けた取組の推進

障害者差別解消法及び東京都障害者差別解消条例を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行う。

5-3-1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進

区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進する。

5-3-2 情報バリアフリーの推進

障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置やまちのバリアフリーマップ等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図っていく。

5-3-3 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供

印刷文字による読書が困難な方に向け、電子書籍、オーディオブック、大活字本、点字図書、録音図書等、多様な資料の収集、提供を行うほか、対面朗読サービスの実施、読書をサポートする機器類の設置を行う。

また、来館が困難な方へのサービスとして、資料の郵送サービス（視覚障害のある方対象）、宅配サービス（来館が困難な単身の区民対象）を実施する。

各サービスの広報にも努め利用の促進を図る。

5-4-1 ヘルプカードの普及・啓発

障害者等が発災時及び困った時に必要な援助や配慮を周囲の人に伝えるためのヘルプカードの普及啓発を行う。

当事者には、ヘルプカードを綴じ込んだ「障害者福祉のてびき」を配布する。一般区民には、啓発物を関係機関やイベント等で配布することで、障害者の災害に対する備えと助け合う体制を整えていく。

5-4-2 避難行動要支援者への支援

災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図る。

また、災害時の停電等により、生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。

5-4-3 福祉避難所の拡充

避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。

5-4-4 避難所運営協議会の運営支援

災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組を活性化させ、自主運営体制の確立と地域の防災力の向上、防災意識の啓発を図る。

5-4-5 災害ボランティア体制の整備

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。【社会福祉協議会実施事業】

5-4-6 耐震改修促進事業

建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。

5-4-7 家具転倒防止器具設置助成事業

災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置に係る費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。

5-4-8 救急代理通報システムの設置

救急代理通報システム設置することにより、重度身体障害者等に対する緊急時及び火災時における救助・避難のための支援を行う。

【救急代理通報システム】重度身体障害者等が、家庭で急病やケガなどの突発的な事故及び火災にあった場合、外部との適切な対応ができる装置を設置し、区が契約している民間の警備会社を通じて東京消防庁に救急要請するとともに駆けつけ員を派遣することで、速やかな救助を行う。

5-5-1 障害者事業を通じた地域参加【再掲 5-2-3 参照】

5-5-2 地域に開かれた施設運営

障害者施設に併設する喫茶店の店舗やそれぞれの施設で行う祭りなどのイベント等を通じて障害者・児と地域との交流を広げるとともに、日頃から障害者の働く姿や施設の活動を知ってもらうなど地域と緊密に連携して開かれた施設運営を行っていく。

5-5-3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実【再掲 5-2-2 参照】

5-5-4 心身障害者・児レクリエーション

心身の障害により日頃行楽の機会が少ない方に対して年 1 回バス旅行に招待し、区内在住の障害者・児に行楽の機会を設けることで、社会参加のきっかけとする。

5-5-5 障害者スポーツ等の推進

障害者（児）向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝えていく。

5-5-6 文化芸術作品等の発表機会の確保

市民団体や障害者施設と協働して、障害者の作成した文化芸術作品等を発表する場を創出する。

5-6-1 ボランティア活動への支援

ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。

また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。【社会福祉協議会実施事業】

5-6-2 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した生活を営むことができるよう、社会参加・交流活動等を促進するための支援者として期待される手話奉仕員を養成するための研修を行う。

【区と社会福祉協議会による共催事業】

5-6-3 地域の支え合い体制づくり推進事業

地域交流の場である「ふれあいいいききサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組む。

また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を実施する。【社会福祉協議会実施事業】

5-6-4 ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行う。

5-6-5 民生委員・児童委員による相談援助活動

民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経

済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする人と行政機関を繋げるパイプ役を担っている。

また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っている。敬老金の配付、緊急連絡カードの設置調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしている。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。

5-6-6 話し合い員による訪問活動

地域のひとり暮らしの高齢者や重度の心身障害者世帯の方等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。

5-6-7 自発的活動支援事業

障害者等が自立した生活を営むことができるよう、障害者が互いに助け合うピアサポートや災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など、障害者やその家族、地域住民等による区民の自発的な活動を支援する。

5-6-8 地域活動情報サイト

NPO 法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。【社会福祉協議会実施事業】

5-6-9 いきいきサポート事業の推進

区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】

5-6-10 参加支援事業

本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行う。【令和7年度より事業実施予定】

5-6-11 地域づくり事業

介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行う。【令和7年度より事業実施予定】

保健医療計画の検討状況について

1 保健部会の開催状況

第1回（令和5年5月23日）・新たな地域福祉保健計画の策定について

- ・地域保健医療の現状と課題
- ・保健医療計画の主要項目及びその方向性（案）について

第2回（令和5年7月27日）・保健医療計画の主要項目及びその方向性（案）について

- ・保健医療計画の体系図（案）について
- ・保健医療計画の計画事業（案）について

2 計画の検討状況

別添のとおり

※別添の資料は、現時点での検討状況であり、今後検討を進める中で内容が変わることがあります。

3 今後の検討予定

令和5年	9月	第3回保健部会	(中間のまとめの検討)
	11月	第4回文京区地域福祉推進協議会 令和5年11月定例議会報告	(中間のまとめの検討) (中間のまとめの報告)
	12月	パブリックコメント、区民説明会	
令和6年	1月	第4回保健部会	(最終案の検討)
	1～2月	第5回文京区地域福祉推進協議会 令和6年2月定例議会報告	(最終案の検討) (最終案の報告)
	3月	計画策定	

1 主要項目及びその方向性

だれもが健康を保持、増進できるような地域社会を目指していくため、以下の主要項目に沿って施策を進めていきます。

(1) 健康づくりの推進

- ライフステージやライフコースに応じた区民一人ひとりの身体とこころの健康づくりを支援するため、食生活の改善や運動習慣の定着等及び、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康、がん等に関する正しい知識の普及と定着を推進します。
- 適切な睡眠の意義や取り方に対する普及啓発活動や、心と体の健康を保つために必要な知識等への理解を深めていくとともに、精神的な不調については、医療機関等専門機関の受診を勧めるなど、必要な支援につなげられる体制を整えてまいります。
- 女性は、生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動し、心と体にも様々な変化が生じるため、世代により注意すべき症状や病気が異なることから、ライフステージの特徴を捉えた健康づくりのポイントを周知、啓発してまいります。
- 生涯にわたり健康で豊かな生活を送るには、歯と口腔の健康の維持・向上が必要であり、歯科健診の受診勧奨や、健康維持のためのさらなる周知・啓発を行ってまいります。
- 主要死因のうち約3割を占める、がんに対する正しい知識の普及啓発や国の指針に基づく科学的根拠のある効果的な検診の実施と検診の受診率向上を図ってまいります。
- がん患者への支援やその家族等への支援を拡充してまいります。
- 妊娠・出産・子育て期では、切れ目のない支援の更なる充実と、各機関との連携体制の強化を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めます。
- 女性の特有の健康問題に対して、包括的に健康づくりを支援します。
- 食育については、個々に適した自分らしい食と健康づくりの実践とともに、食を大切にする心、食の安全について普及啓発を進めていきます。

(2) 地域医療の推進と療養支援

- 在宅療養の体制の構築を進めていきます。
- 東京都や医療関係団体などと連携し、医療法において定められた「地域医療構想」により、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせるまちの実現を推進します。
- 大規模災害の発生に備え、区内医療関係団体等と連携し、医療救護所で医療救護活動を行う医師等の名簿を更新するとともに、医師等を対象としたトリアージ研修の実施、災害用医療資器材・医療品の備蓄管理、防災訓練への参加、関係団体間における情報共有手法の確立等を着実に実施することで、災害時の医療救護体制の充実を図ります。
- 在宅人工呼吸器使用者の現状に合わせた災害時個別支援計画の作成を継続するため、関係機関の連携を強化し、支援体制を整えます。
- 精神医療保健対策では、入院医療中心から地域生活中心への移行を促進するため、精神疾患に対する誤解や偏見をなくし、当事者や家族等が地域で安定した生活を送ることのできる精神

障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育に関する取組を充実していきます。

- 精神疾患は自殺との関連が深いことからゲートキーパーの養成など自殺対策と連動した支援体制の整備を推進します。
- 難病や呼吸器疾患、アレルギー疾患の患者は長期で療養が必要なケースが多いため、患者のニーズに合わせた療養支援体制の充実を図ります。

(3) 健康安全の確保

- 新型コロナウイルス感染症のパンデミックに伴う入国制限等の緩和により、今後ますます発生リスクが高まる可能性のある新興感染症や再興感染症¹及び食中毒などの健康危機から区民の健康を守るための迅速で的確な健康危機管理対策を、国や東京都及び医療機関等と連携して構築していきます。
- 予防計画や健康危機対処計画等に基づき、健康危機発生時の全庁的な支援体制の構築や訓練等の実施により、有事への備えを強化していきます。
- 感染症対策については、適時的確な方法による発生予防のための啓発を推進していきます。
- ICT²の効果的な活用により、発生時の迅速な対応及びまん延防止に努めます。
- 定期予防接種³の接種率向上に取り組むとともに、任意予防接種の費用助成を行うなど、適正に予防接種事業を進めていきます。
- 診療所や薬局等の医療機関、飲食店等食品取扱施設、理容・美容・クリーニング施設、公衆浴場、特定建築物⁴など、区民の健康に影響を与える事業者の法令遵守や自主的衛生管理が適切に実施できるよう情報提供・支援や監視・指導に努めます。
- 区民及び事業者に対して、食品の安全について、適切に情報提供を行っていくとともに、区民を対象にした住まいの衛生に関する啓発・相談事業を行っていきます。
- 動物の適正飼養指導により、動物に対する住民の理解と知識を深め、人と動物が共生できる地域社会を目指します。

¹ 新興感染症とは、これまで知られていなかった新しい感染症（新型インフルエンザ、エボラ出血熱等）をいい、再興感染症とは、既に克服したと考えられていたにもかかわらず、再び猛威を振るい始めた感染症（結核・デング熱等）をいう。

² Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

³ 予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた予防接種のこと。集団予防と個人予防の観点から特に重要と思われる疾病（ポリオ、麻しん、風しん、高齢者インフルエンザなど）が対象となる。それに対し、予防接種法の対象となっていないものを、任意予防接種という。

⁴ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する建築物で、興行場、店舗、事務所、学校等、多数の人が利用する相当程度の規模を有するものをいう。

2 計画の体系

現時点では分野別計画間の調整を行っていないため、複数の計画の体系に位置づけられる事業の名称が計画間で異なっている場合があります。

また、検討中の事業については、掲載していない場合があります。

大項目	小項目	計画事業	
1 健康づくりの推進	1 健康的な生活習慣の確立	1	健康づくりの普及啓発事業
		2	主体的な健康づくり事業
		3	健康診査・保健指導
		4	健康センター事業
		5	一般健康相談（クリニック）
		6	受動喫煙等による健康被害の防止
		7	ヘルスリテラシーの向上
	2 健康的な栄養・食生活の推進	1	妊産婦の栄養・食生活支援
		2	乳幼児の栄養・食生活支援
		3	生活習慣病予防における栄養・食生活支援
	3 こころの健康づくりの推進	1	広報・啓発活動
		2	精神保健講演会（睡眠・休養）
		3	精神保健相談
	4 女性の健康づくりの推進	1	骨粗しょう症健康診査
		2	ヘルスリテラシーの向上（1-1-7 再掲）
		3	広報・啓発活動（1-3-1 再掲）
		4	広報・講演会等開催（1-6-1 再掲）
		5	各種がん検診（1-6-3 再掲）
	5 歯と口腔の健康づくりの推進	1	乳幼児期の歯と口腔の健康づくり
		2	保育園、幼稚園及び学校での歯科保健対策
		3	歯周疾患検診
		4	妊婦歯周疾患検診
		5	高齢者の口腔機能向上教室
		6	障害者歯科診療事業
		7	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業
		8	歯科保健教育
	6 がん対策の推進	1	広報・講演会等開催
		2	区立小・中学校「がん教育」
3		各種がん検診	
4		がん検診要精密検査勧奨及び結果把握	

		5	医療相談（3-3-1 再掲）
		6	がん患者支援
	7 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援	1	ぶんきょうハッピーベイベー応援事業
		2	妊婦全数面接（ネウボラ面接）
		3	妊婦健康診査
		4	母子・家庭の健康、子育て相談（ネウボラ相談）
		5	母親学級・両親学級
		6	産後ケア事業
		7	宿泊型ショートステイ
		8	乳幼児家庭全戸訪問事業
		9	乳幼児健康診査
		10	発達健康診査
		11	アレルギー相談
		12	ファーストバースデイサポート事業
		13	多胎児家庭支援事業
		14	乳幼児家庭支援保健事業
	8 高齢者の健康づくり	1	健康相談
		2	健康診査・保健指導（1-1-3 再掲）
		3	高齢者向けスポーツ教室
		4	高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援
5		短期集中予防サービス	
6		介護予防把握事業	
7		介護予防普及啓発事業	
8		介護予防ボランティア指導者等養成事業	
9		文の京フレイル予防プロジェクト	
9 食育の推進（文京区食育推進計画）	1	食育普及	

大項目	小項目	計画事業	
2 地域医療の連携と療養支援	1 地域医療連携の推進	1	地域医療連携推進協議会・検討部会の運営
		2	在宅医療・介護連携推進事業
		3	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着
		4	休日医療の確保
		5	認知症相談
		6	認知症ケアパスの普及啓発

		7	認知症サポート医・かかりつけ医との連携
		8	認知症初期集中支援推進事業
	2 災害時医療の確保	1	災害用医療資材・医薬品の更新
		2	医師等の区防災訓練への参加
		3	医師等対象の区トリアージ研修の実施
		4	災害医療運営連絡会の開催
		5	在宅人口呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成支援
		6	災害時個別支援計画関係者連絡会の実施
		3 精神保健医療対策	1
	2		地域安心生活支援事業
	3		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
	4		精神障害者の地域定着支援体制の強化
	5		地域生活安定化支援事業
	6		地域移行支援事業
	7		地域定着支援事業
	8		退院後支援事業
	9		グループホームの拡充
	10		自立支援医療
	11		福祉手当の支給
	12		精神障害回復途上者デイケア事業
	13		自殺対策推進に係る連携会議の開催
	14		ゲートキーパー養成研修の実施
	15		自殺対策施策の普及啓発事業の充実
	4 在宅療養患者等の支援	1	難病患者等への療養支援
		2	難病リハビリ教室
		3	医療的ケア児支援体制の構築
		4	医療的ケア児支援コーディネーターの配置
		5	医療的ケア児在宅レスパイト事業
		6	公害認定患者等への療養支援
		7	アレルギー疾患患者等への療養支援
8		アレルギー相談（1-7-11 再掲）	

大項目	小項目	計画事業	
3 健康安全の確保	1 健康危機管理体制の強化	1	健康危機管理体制の整備
		2	新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議
		3	感染症有事対応研修・訓練
	1	感染症積極的疫学調査	

2 感染症対策	2	I C Tを活用した感染症対応
	3	結核患者医療費公費負担
	4	結核患者定期病状調査
	5	結核患者服薬支援
	6	H I V・性感染症予防普及啓発イベントの実施
	7	H I V抗体検査
	8	定期予防接種の勧奨
	9	任意予防接種の費用助成
	3 医療安全の推進と医務薬事	1
2		医療施設への立入検査
3		薬局等薬事衛生関係施設への監視指導
4		医薬品・家庭用品の検体検査
5		薬局及び医薬品販売業者対象の薬事講習会
4 食品衛生の推進	1	食品衛生監視指導
	2	食の安全を確保するための情報共有事業
	3	H A C C Pに沿った衛生管理の支援
5 環境衛生の推進	1	環境衛生講習会
	2	営業施設の一斉監視指導
	3	特定建築物の立入検査
6 動物衛生の推進	1	狂犬病予防事業
	2	動物の適正飼養の普及・啓発事業
	3	飼い主のいない猫対策事業

3 計画事業の概要

1-1-1 健康づくりの普及啓発事業

健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病予防や健康づくりの情報等を提供する「文の京いきいき健康づくり展」(仮)を開催します。会場では、運動・活動量を増やす体験や生活習慣病予防に役立つパンフレットの配布、レシピの展示を行い、ご自身や周りの大切な方々の健康について考え、行動変容への契機とします。

1-1-2 主体的な健康づくり事業

生活習慣の改善や運動習慣の定着を希望する区民を対象に、運動・活動量を増やすための健康づくり教室を行います。また、生活習慣病予防に効果的な教室において、主体的な健康づくりのための講習会を開催します。

1-1-3 健康診査・保健指導

40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査等を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防します。

1-1-4 健康センター事業

区民の健康回復、保持・増進のために、運動・栄養など生活全般にわたる指導を行っています。また、日常的に運動ができる機会と場を提供しています。

1-1-5 一般健康相談(クリニック)

相談日を定めて15歳以上の区民を対象に健康相談を行っています。必要に応じて、X線検査、血圧測定、尿検査、血液検査等を行い、進学や就職などに要する健康診断書の発行も行っています。

1-1-6 受動喫煙等による健康被害の防止

望まない受動喫煙を生じさせないための環境整備を促進し、区民の健康に及ぼす悪影響を未然に防止するため、法や都条例に基づく指導・啓発を行います。

1-1-7 ヘルスリテラシーの向上

健康無関心層への働きかけなど、健やかな生活習慣を形成する契機となる取組を行います。講座講演会や生活習慣病予防教室及びイベント等により、たばこ・アルコール等が生活習慣病に及ぼす影響について啓発するほか、区立小学校及び中学校でのリーフレット配布や世界禁煙デーにおける啓発活動などを実施します。

1-2-1 妊産婦の栄養・食生活支援

バランスのとれた食事、妊娠中に特に留意したい食品・栄養素について理解を深めることができるよう、母親学級（講義）、食事診断、個別相談等を実施します。食事診断では、実際の食事内容をもとに、個々に合わせた助言を行います。また、妊娠期だけでなく出産後の家族の食生活も視野に入れ、調理実演や試食を取り入れた講習会を実施します。

1-2-2 乳幼児の栄養・食生活支援

離乳期から幼児期までの子どもの発達に合わせた適切な食生活を実践できるよう、乳幼児健診において個別相談を実施します。また、育児学級や来所・電話相談等で、気軽に相談できる体制を整えます。さらに理解を深め、家庭において実践できるよう、調理実演や試食を取り入れた講習会を実施します。

1-2-3 生活習慣病予防における栄養・食生活支援

生活習慣病予防を目的に、テーマを設けて調理実習や実演を取り入れた講習会を実施します。特に、若年層に対する講習会を充実させ、早期からの生活習慣の改善につなげていきます。

1-3-1 広報・啓発活動

区報・ホームページ等を通じ、適切な睡眠の意義やとり方について普及啓発を行います。また、身体活動・運動や趣味・余暇活動の充実を介して効果的な支援を行います。

1-3-2 精神保健講演会（睡眠・休養）

心と体の健康を保つために必要な知識や、疾病の予防及び対処方法等について理解を深めます。

1-3-3 精神保健相談

精神的な問題を抱える当事者や家族の相談に精神科医が応じます。

1-4-1 骨粗しょう症健診

高齢者の寝たきりの原因の一つとなる骨粗しょう症の予防と早期発見・治療のために、20歳以上70歳までで5歳ごとの女性を対象として健康診査を実施します。

1-4-2 ヘルスリテラシーの向上【再掲 1-1-7参照】

1-4-3 広報・啓発活動【再掲 1-3-1参照】

1-4-4 広報・講演会等開催【再掲 1-6-1参照】

1-4-5 各種がん検診【再掲 1-6-3参照】

1-5-1 乳幼児期の歯と口腔の健康づくり

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、歯科保健相談において歯科健康診査及び保健指導を行います。希望者には、歯科医師の指示のもと、フッ化物歯面塗布を行い、むし歯予防対策を実施します。また、母子グループ等でも、歯が生えて間もない時期から各月齢に応じた歯と口腔の健康づくりを啓発し、口腔機能の健やかな成長の支援を行います。

1-5-2 保育園、幼稚園及び学校での歯科保健対策

認可保育園、幼稚園及び小・中学校では、健康保持を目的として、定期的に歯科健康診査及び歯科衛生指導を実施します。また、「歯と口腔の健康」についての啓発を進めるため、歯と口の健康週間に幼稚園及び小・中学校において、よい歯の個人表彰、図画・ポスター表彰、よい歯のバッチ贈呈等を行います。

1-5-3 歯周疾患検診

全身の健康に大きく関係のある歯周疾患を予防し、生涯における口腔機能の維持・向上へつなげるために、20歳～81歳までの基本的に5歳刻みの方を対象に歯周疾患検診を実施し、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供します。

1-5-4 妊婦歯周疾患検診

妊娠中にかかりやすい歯周疾患を早期に発見し、胎児の健やかな成長と母体の健康の維持を図ります。また、母親学級では妊娠中の歯と口腔の健康について歯科衛生教育を行います。

1-5-5 高齢者の口腔機能向上教室

65歳以上の高齢者を対象に、いつまでも自身の歯や口腔でよく噛んで食べることができるようオーラルフレイル予防の観点から口腔機能向上教室を実施します。

1-5-6 障害者歯科診療事業

障害者等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。また、高次医療機関や地域のかかりつけ歯科医へもつなげます。

1-5-7 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業

疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促し、在宅療養者等の口腔衛生の改善及び向上を図ります。

1-5-8 歯科保健教育

歯や口腔の健康づくりについて、ライフステージに応じて正しい情報を提供し歯と口腔の健康に関する意識向上と啓発を図ります。

1-6-1 広報・講演会等開催

区報・ホームページ等を通じ、ピンクリボンキャンペーン・がん征圧月間・相談機関等の周知を図ります。がんに関する講演会または啓発イベント等を開催し、疾病・検査等に関する知識の啓発を行い、がんの正しい知識の普及啓発に努めます。また、検診など様々な機会を活かした啓発にも努めます。

1-6-2 区立小・中学校「がん教育」

区内病院、大学及び医師会と連携し、区立小・中学校を対象に、がん教育に関する授業講師派遣及び講習会を実施します。また、小学校がん教育モデルを作成し、がん教育の充実を図ります。

1-6-3 各種がん検診

胃がん（男女）、大腸がん（男女）、肺がん（男女）、子宮がん（女）及び乳がん（女）検診を実施します。

1-6-4 がん検診要精密検査勧奨及び結果把握

検診結果が要精密検査となった方に対し、受診勧奨及び結果把握を行います。

1-6-5 医療相談【再掲 3-3-1 参照】

1-6-6 がん患者支援

患者やその家族の地域生活に必要な情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。また、がん患者へのアピアランスケア支援を行い、心理的及び経済的負担の軽減を図り、就労や社会参加等の地域生活を支援します。

1-7-1 ぶんきょうハッピーベビー応援事業

子どもを望むすべての区民が安心して子どもを産み、育てられるよう、文京ハッピーベビー応援事業を実施します。

1-7-2 妊婦全数面接（ネウボラ面接）

保健師等専門職が、すべての妊婦に対し面接を行い、妊娠中の不安の軽減、出産に向けた準備を案内するとともに、支援を要する家庭を把握し、関係機関と連携して適切な支援を行います。

1-7-3 妊婦健康診査

妊娠届提出時に健康診査受診票を配付し、委託する都内医療機関で一般健診（14回）と超音波検査（4回）、子宮頸がん検診（1回）の助成を行います。里帰り出産等都外施設や助産院で受診した場合には、償還払いにより助成をします。

1-7-4 母子・家族の健康、子育て相談（ネウボラ相談）

産前・産後を通じ、母子・家族の健康、子育て相談に母子保健コーディネーターとして保健師や助産師が相談を受け、継続して支援を行います。

1-7-5 母親学級・両親学級

妊婦及びパートナー等を対象に、出産・育児について学ぶ機会を提供するとともに、仲間づくりを行い、親となる準備を支援します。

1-7-6 産後ケア事業

出産直後の母子に対しての心身ケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができる体制をつくります。また、妊産婦等が抱える悩みや、産前産後の心身の不調について、関係機関と連携し、包括的に支援します。

1-7-7 宿泊型ショートステイ

産後4か月未満で、体調不良や育児による疲れがあり、自宅に帰っても十分なサポートを受けることが難しい方等を対象とした宿泊型ショートステイを行います。

1-7-8 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、保健師・助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行います。支援が必要な家庭に対しては、保健師による相談を継続し、関係機関と連携して適切な支援を行います。

1-7-9 乳幼児健康診査

4か月から3歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し、適切な治療や療育につなげます。子育てのストレスや育児不安をもつなど子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援します。

1-7-10 発達健康診査

運動発達の遅れや精神発達の偏りが疑われる乳幼児について専門医による診察・相談を行い、子どもの発達の問題を早期発見するとともに、関係機関と連携し適切な療育につなげます。

1-7-11 アレルギー相談

15歳未満で小児ぜん息や湿疹等アレルギー症状のある乳幼児及び小児に対し、専門医の診察に基づき適切な生活指導や栄養指導を行い、発症予防及び健康の回復を図ります。

1-7-12 ファーストバースデイサポート事業

東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の一環であるファーストバースデイサポート事業として、1歳を迎える子どもを育てる家庭の子育てを応援するため、アンケートの回答者に対して育児パッケージと、とうきょう子育て応援ブックなどを配付します。

1-7-13 多胎児家庭支援事業

東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の一環である多胎児家庭支援事業として、3歳未満の多胎児がいる世帯に対し、乳幼児健康診査等の母子保健事業等を利用する際にタクシー移動に使用できる商品券を配付します。

1-7-14 乳幼児家庭支援保健事業

育児不安や育児ストレスを抱え、支援が必要な養育者に対し、個別相談やグループ支援を継続的に行い、虐待の発生を予防します。講演会等で広く乳幼児の発達や育児に関する知識を啓発することで、養育者の不安や心配の解消を図ります。

1-8-1 健康相談

区民が自らの健康状態を把握できるよう、必要に応じ、血圧測定、尿検査、血液検査などを行う健康診断を実施します。

1-8-2 健康診査・保健指導【再掲 1-1-3参照】

1-8-3 高齢者向けスポーツ教室

60歳以上の区内在住・在勤者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳＋健康体操教室を実施します。

1-8-4 高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

ペタンク大会・輪投げ大会や健康体操教室、都のシニア健康フェスタなど健康事業への参加など、会員相互の親睦を深め、健康増進を図る活動を継続的に行っている。これらの、介護予防や健康寿命の延伸に資する健康づくり活動に対して支援します。

1-8-5 短期集中予防サービス

生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、栄養改善の複合型プログラムを実施します。

1-8-6 介護予防把握事業

介護認定を受けていない75歳以上85歳以下の方のうち、奇数年齢の方に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ることによって、介護予防に取り組む契機とします。

1-8-7 介護予防普及啓発事業

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。

1-8-8 介護予防ボランティア指導者等養成事業

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図ります。

1-8-9 文の京フレイル予防プロジェクト

高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施します。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営します。

1-9-1 食育普及

望ましい食生活について理解を深め、実践していくことができるよう、講座やイベント等を開催します。また、区とともに食育を推進していく食育サポーターを養成します。

2-1-1 地域医療連携推進協議会・検討部会の運営

区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会を通じて、地域医療の現状把握、課題の整理を行って、対応策の協議・検討を進めます。

2-1-2 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最後まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・看護・介護等の関係者による多職種連携体制を構築し、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。

2-1-3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

地域の医院・歯科医院・薬局を掲載した冊子の配布等を通じて、日頃から健康や医療、薬について相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを区民に推奨します。

2-1-4 休日医療の確保

内科・小児科は、地区医師会当番医により昼間・準夜間の、歯科は地区歯科医師会当番医により昼間の日曜・祝日・ゴールデンウィーク・年末年始における診療体制を確保します。また、休日診療の処方せんに応需する薬局を確保します。

2-1-5 認知症相談

認知症の早期発見・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターに嘱託医を配置し、もの忘れ医療相談等、認知症に係る相談体制を整備します。

2-1-6 認知症ケアパスの普及啓発

認知症の本人やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパス（あんしん生活ガイド）の普及啓発を図ります。

また、認知症になっても、日常生活上の工夫があれば、自分らしい生活が続けられることを周知するため、認知症に関する機器展（認PAKU）を実施します。

2-1-7 認知症サポート医・かかりつけ医との連携

区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期支援・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進します。

2-1-8 認知症初期集中支援推進事業

複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行います。

2-2-1 災害用医療資材・医薬品の更新

災害用に備蓄している医療資材・医薬品の更新等を関係団体と連携して行います。

2-2-2 医師等の区防災訓練への参加

防災課が実施する避難所総合訓練に、各避難所の医療救護所に参集する地区医師会等の医師等が参加します。

2-2-3 医師等対象の区トリアージ研修の実施

医療救護所での活動を円滑に行うため、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会を対象にトリアージに関する研修を実施します。

2-2-4 災害医療運営連絡会の開催

医療関係機関と災害時医療体制の整備に関する協議を行うための連絡会を開催します。

2-2-5 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成支援

在宅人工呼吸器使用者に対し、災害時に備え、対象者の状況に応じた具体的な支援方法を盛り込んだ個別支援計画の作成を進めます。

2-2-6 災害時個別支援計画関係者連絡会の実施

関係機関に個別支援計画作成の目的や必要性等を周知し、対象者の把握や課題の共有を図ります。

2-3-1 計画相談支援

障害者・児のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかな支援を行います。

障害福祉サービス利用者が増えていることから、計画相談支援の利用を希望する障害者・児が相談支援を受けられる体制を目指します。

2-3-2 地域安心生活支援事業

障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日・夜間を含めた緊急対応等を行うとともに、病院から地域生活への移行や定着の支援を進めます。

2-3-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を行います。

2-3-4 精神障害者の地域定着支援体制の強化

在宅の精神障害者が地域で安定した生活を送るために、区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、支援体制の強化を行います。

2-3-5 地域生活安定化支援事業

文京地域生活支援センターあかり、エナジーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋の3か所において、未治療者や治療中断のおそれがあり、既存の障害福祉サービスでは地域生活を送ることが困難な精神障害者を対象として、通院同行、服薬見守り及び生活支援を行います。

2-3-6 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を行い、地域移行の促進を図ります。

2-3-7 地域定着支援

単身者及び同居家族の高齢化等により家族の支援を受けられない地域の障害者に対して、常時連絡等が可能なサポート体制を整備し、地域定着を図ります。

2-3-8 退院後支援事業

保健所設置自治体が中心となって支援を行う必要がある措置入院中の精神障害者について、必要な医療等の支援を適切に受け社会復帰できるように、退院後支援計画の作成及び関係者会議の開催を実施します。

2-3-9 グループホームの拡充

障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費助成の拡充により活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の助成を行うことにより、施設整備を促進します。

また、既存事業者が居室を増やす場合も助成を行います。

2-3-10 自立支援医療

心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進します。

2-3-11 福祉手当の支給

心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当・精神障害者福祉手当(区制度)・特別障害者手当等(国制度)・重度心身障害者手当(都制度)を支給します。(ただし、所得制限あり。)

2-3-12 精神障害回復途上者デイケア事業

回復途上の精神障害者を対象に、対人関係などの障害を改善し社会復帰を目指すことを目的として、集団生活指導や生活技能訓練などの各種プログラムを用いた事業を実施します。

2-3-13 自殺対策推進に係る連携会議の開催

関係機関で構成する自殺対策に関する会議を開催し、自殺の現状や課題の共有及び効果的な事業の検討等を行い自殺対策推進に係る連携体制の構築の強化を図ります。

2-3-14 ゲートキーパー養成研修の実施

区民や関係機関等の職員を対象に、自殺対策や精神疾患に関する知識、対応力を高めるための人材育成研修を行います。

2-3-15 自殺対策の普及啓発事業の充実

こころの体温計(メンタルヘルスチェックシステム)や相談窓口一覧の作成・配布及び講演会を開催し、自殺対策に関する理解の促進を図ります。

2-4-1 難病患者等への療養支援

難病患者及びその家族の生活の質（QOL）を向上するため、難病医療費等助成制度申請などの機会を活用し、在宅療養の相談や社会資源活用の支援を実施します。

2-4-2 難病リハビリ教室

在宅の難病患者を対象に、体操やレクリエーション、参加者同士の交流の機会を提供し、疾病の理解やQOLの維持、向上を目指します。

2-4-3 医療的ケア児支援体制の構築

医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行います。

2-4-4 医療的ケア児支援コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

2-4-5 医療的ケア児在宅レスパイト事業

医療的ケアが必要な在宅の障害児を介護する同居の保護者等の一時休息（レスパイト）を図るため、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、医療的ケア等を行います。

2-4-6 公害認定患者等への療養支援

呼吸器疾患で長期に療養している公害認定患者等の健康保持、増進のため、患者のニーズに沿った事業を継続的に実施します。

2-4-7 アレルギー疾患患者等への療養支援

患者・家族が適切な自己管理を行うことができるよう、講演会等による情報提供や相談体制の構築を図ります。

2-4-8 アレルギー相談【再掲 1-7-11 参照】★

3-1-1 健康危機管理体制の整備

健康危機発生の際は、予防計画や健康危機対処計画に基づき、関係機関との連携を図りながら対策を進めます。

3-1-2 新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議

発生時のまん延防止対策及び医療体制について関係機関と協議するとともに、情報共有及び連携体制を構築します。

3-1-3 感染症有事対応研修・訓練

予防計画に基づき、感染症有事の際に、早期の体制確立に資する研修を実施します。

3-2-1 感染症積極的疫学調査

感染症発生時に感染源、感染経路等の特定をするための調査であり、感染拡大防止対策に役立ちます。

3-2-2 ICTを活用した感染症対応

正確で迅速な患者管理や感染症業務の効率化等のため、ICTの効果的な活用を推進します。

3-2-3 結核患者医療費公費負担

結核の医療費の一部を公費負担します。

3-2-4 結核患者定期病状調査

結核登録者のうち、病状把握困難者について、医療機関等から病状を把握します。

3-2-5 結核患者服薬支援

服薬治療中の患者に対して、薬局等の地域資源を活用し、DOTS（直接服薬確認法）による服薬支援を行います。

3-2-6 HIVⁱ・性感染症予防普及啓発イベントの実施

HIV／エイズ及び性感染症に関する正しい知識の啓発イベントを実施します。

3-2-7 HIV抗体検査

匿名・無料でのHIV即日抗体検査を実施します。また、希望者には、性感染症（クラミジア、梅毒）検査も併せて実施します。

3-2-8 定期予防接種の勧奨

予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた予防接種を実施します。特に麻しん・風しんについては、国の予防指針に基づきMR（麻しん・風しん混合）ワクチン第1期及び第2期の接種率95%以上を目指します。

3-2-9 任意予防接種の費用助成

予防接種法の対象となっていない予防接種について、費用の一部又は全額を助成します。

3-3-1 医療相談

患者やその家族から区内の診療所等に関する相談・苦情に応じ、自ら解決するための助言等を行うことを目的とした「患者の声相談窓口」を開設し、看護師による電話相談を行います。

3-3-2 医療施設への立入検査

医療法、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等に関する法律等に基づき、診療所、歯科診療所、助産所、施術所等の施設への開設時検査、監視指導等を実施します。

3-3-3 薬局等薬事衛生関係施設への監視指導

医薬品、医療機器、毒物劇物等取扱施設に対する監視指導を実施します。

3-3-4 医薬品・家庭用品の検体検査

医薬品・家庭用品の品質、有効性、安全性を確認するため、検体を収去・試買し検査します。

3-3-5 薬局及び医薬品販売業者対象の薬事講習会

医薬品等の品質、有効性、安全性を確保するため、薬局、医薬品販売業等の施設向けの講習会を開催します。

3-4-1 食品衛生監視指導

食品関係施設の許認可事務及び食品衛生監視指導を行います。また、食中毒の発生リスクの高い業種及び大量調理施設に対する監視指導及び食中毒発生予防のための事業を行います。

3-4-2 食の安全を確保するための情報共有事業

食中毒多発期の注意喚起及び食品衛生に関する問題発生時等の情報を提供し、食品衛生知識の普及啓発を図ります。また、食品衛生監視指導の実施状況と計画等についてお知らせするとともに、区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換を実施します。

3-4-3 HACCPⁱⁱに沿った衛生管理の支援

食品衛生実務講習会や施設立入時等に食品衛生関係の情報を提供し、食品関係施設に対してHACCPに沿った衛生管理の支援を行います。

3-5-1 環境衛生講習会

衛生管理に関する正確な情報、最新の情報を施設管理者に広く浸透させるために、専門家による衛生講習会を実施します。

3-5-2 営業施設の一斉監視指導

業態ごとに、保健所の環境衛生監視員による立入検査を集中的に行い、効果的な衛生指導を行います。

3-5-3 特定建築物の立入検査

気密性の高いビルの換気、飲料水の水質、衛生害虫の駆除等が適切に行われるよう、特定建築物の監視・指導を行います。

3-6-1 狂犬病予防事業

マイクロチップ装着も含めた犬の登録状況の把握や、鑑札・注射済票の発行を行います。また、狂犬病予防に関する制度について、飼い主に周知徹底を図ります。

3-6-2 動物の適正飼養の普及・啓発事業

動物愛護のイベント開催や区報・パンフレット等を通じて、人と動物の共生を目指した普及・啓発に努めます。また、災害時のペット同行避難について周知啓発を行うとともに、発災時には避難所での適正飼養の指導を行います。

3-6-3 飼い主のいない猫対策事業

区内に生息する飼い主のいない猫について去勢・不妊手術を実施し、手術費用の一部を助成します。また、区民ボランティアと協力し、飼い主のいない猫の譲渡及びこれに向けた取組を支援します。

i HIV : Human Immunodeficiency Virus (ヒト免疫不全ウイルス) のこと。

ii HACCP : Hazard Analysis and Critical Control Point の頭文字をとった言葉で、食品の安全を確保するための衛生管理手法のこと。